

令和7年 第4回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和7年12月9日(火)		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和7年12月9日 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	1番 尾 藤 俊 輔	
	2	2番 宮 畑 周 平	
	3	3番 本 田 志 摩	
	4	4番 德 岡 誠	
	5	5番 上 村 建 太	
	6	6番 濱 田 和 保	
	7	7番 德 永 貴 久	
	8	8番 藤 田 徹 也	
	9	9番 亀 井 文 男	
	10	10番 濱 田 高 嘉	
	11	11番 藏 谷 重 文	
	12	12番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 消 防 長 総 務 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 健康推進課長補佐 海 光 園 長 建 設 課 長 農林水産課長 観 光 戰 略 課 長 公 営 事 業 課 長 魚 島 支 所 長 学 校 教 育 課 長 生涯学習課長	上 村 俊 之 上 村 和 彦 坂 敏 和 房 良 和 今 井 稔 小 林 俊 則 坂 上 将 人 檜 垣 明 宏 梨 木 善 彦 村 上 栄 子 今 井 孝 三 郎 山 本 九 十 九 瀬 智 貴 藤 隆 宏 木 昭 彦 大 林 卓 也 山 本 幸 勝 柏 原 利 昭

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	岡本 恭典 田房 聰子
町長提出議案の題目	1 上島町下水道事業審議会条例 2 上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 3 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 4 上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 5 上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 6 上島町給水条例の一部を改正する条例 7 令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号） 8 令和7年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号） 9 令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 10 令和7年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号） 11 令和7年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 12 令和7年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 13 令和7年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 14 令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） 15 令和7年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号） 16 令和7年度上島町上水道事業会計補正予算（第1号） 17 令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第1号） 18 令和7年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）		
その他の題目	1 議員派遣報告について（令和7年度第2回議会議員研修会） 2 議員派遣報告について（魚島離島留学学生寮視察） 3 議員派遣報告について（第10回上島町社会福祉大会） 4 議員派遣報告について（上島町及び上島町遺族会合同戦没者追悼式） 5 議員派遣報告について（ノリ共同加工施設落成式） 6 議員派遣の件（令和8年に二十歳を祝う会） 1 閉会中の継続調査申出について		
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名 議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 8番・議員 藤田徹也 9番・議員 亀井文男		
会 期	令和7年12月9日～12月17日（9日間）		
傍聴者数	10名（男 9名・女 1名）		

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただ今の出席議員は、全員です。

ただ今から、令和7年第4回上島町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番・藤田議員、9番・亀井議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員会に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 藤田議員、お願ひいたします。登壇お願いします。

(藤田議員、登壇)

○(8番・藤田 徹也 議員)

皆さん、おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和7年第4回定例会の開会にあたり、去る12月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程については、本日9日から17日までの9日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

また、本定例会における補正予算については、予算決算委員会への付託は行わず、本議会において審議を行うことに決定しました。

どうか、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、藤田議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会は、本定例会の会期は、「本日から17日までの9日間」としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい、御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日、12月9日から12月17日までの9日間に、とすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和7年10月19日、弓削商船高等専門学校において、令和7年度弓削商船高等専門学校卒業式・専攻科修了式、同月25日、26日、高知市において、令和7年度四国四県、四国四県町長・議長大会に議長が参加いたしました。

同月30日、第43回離島振興市町村議会議長全国大会にオンラインにより議長が参加いたしました。

11月12日から13日、東京都において、第69回町村議会議長全国大会に議長が参加いたしました。

続いて、本年8月から11月実施分の監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しているとおります。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

みなさん おはようございます。 (複数の「おはようございます」の声あり)

今年の秋は、背中に「援」の文字で揃えた担手が各地域で祭りを盛り上げ、離島留学生などの新たな若者が上島町民に活気と融和を与えてくれた事に感謝を申し上げます。

本日は令和7年第4回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

行政報告として9月定例議会後の主な事項のみを報告させていただきます。

9月6日、弓削高校を皮切りに各地において運動会が開催されました。中でも離島留学生の活躍は目覚ましく、弓削高校での盛り上がりや魚島での久しぶりの「てんてこ」は、今や留学生と呼ぶ必要のないくらいの一体感を感じました。

9月11日には弓削高校起業部員と面会し、部員が株主兼社員として携わる「株式会社弓削KoCo」についての説明を受けました。高校での株式会社設立は、日本全ての高校の中で9番目、普通高校では全国初の株式会社化です。生徒からは、「高校生ならではの視点と行動力で、地域の課題解決や新たな価値創造にチャレンジし地域を盛り上げたい。」という熱い思いが伝わってまいりました。

また、11月には全国自転車甲子園での最優秀賞の報告もあり、この結果に繋げた高校生の努力に頭が下がる思いでした。

上島町としても、この若者たちの行動、活動をしっかり支援して参りますので、町民の皆さんのお応援もよろしくお願ひいたします。

9月17日、上島町総合戦略ワーキンググループ全体報告会に出席しました。これは上島町総合戦略の改訂に当たり、若い世代の町民が、「海と自然・なりわい」「教育・歴史・文化」「暮らし」「人と人との関係」の4グループに分かれ上島町の未来のことを考え何度も議論した「目指す未来の姿」それを達成するための「施策」を発表していただいたものです。

役場からは幹部職員も全員参加しておりましたので、このご提言を基に、ご提案を基に、町の総合戦略の施策立案に活かしていくことを確認いたしました。

9月18日、岩城地区から「まちづくり懇談会」をスタートさせ、改善すべき点は翌日から、時間がかかる案件は、後日、区長に文書で回答するよう対応しています。

この懇談会の目的は、各地域住民の皆様の声を直接お聞きすることです。しかし、近年は参加者が固定されている事、一部の人が全ての地区に参加して個人の見解を述べる事など、懇談会の目的を逸脱し、その地区の貴重な時間を費やす事案が発生しているため、来年度以降開催の是非を検討したいと考えています。

9月19日には、弓削商船高等専門学校の商船学科卒業式並びに専攻科修了式に出席し、世界経済を支える海運業の即戦力として、世界に再評価されている若者達にエールを送りました。

10月22日、四国港湾協議会意見交換会が東京都都道府県会館で開催され、その後、港湾整備の要望活動を行いました。要望先では、港湾強化はもちろん、離島でのヨットやクルーズ船への受け入れが重要施策の一つとして議論されました。

10月29日には、全国離島振興協議会へ副会長として参加し、「令和8年度離島振興関係予算確保に関する要望運動」として離島振興関係予算要望20件、重点要望6件、特別要望4件を離島関係衆・参国會議員(275名)及び関係省庁に強く要望して参りました。

この要望活動については、11月19日にも離島振興対策協議会(離島関係都道府県)と全国離島振興協議会(離島関係市町村)合同で、離島関係衆・参国會議員(277名)に重ねて実施しております。

詳細については、全国離島振興協議会において広報されていますので、この場では省略させていただきます。

10月31日、31日、久万高原町での愛媛県へき地・地域教育研究大会、11月1日に松前町で開催された自転車新文化推進協会サイクリングに参加した後、11月2日から日本離島センター海外離島調査団の団長として、スペインのバレアレス諸島他離島4島の視察を行いました。

日本から片道15時間のフライトをはじめ合計約35時間の飛行機と船による1時間の移動は、時差の影響も含め改めて体力の重要さを感じました。

詳しくは何かの形で報告致しますが、要点として

① スペインの州政府や評議会委員をはじめ、協議に参加していただいた重要な役員ポス

トの過半数以上が女性であったこと。

- ② 歴史をはじめ、今まで引き継がれてきた環境や建築物を重要視していること。
- ③ 離島の活性化として、ヨット係留施設等、海を活かした観光や交流に力を注ぎ発展してきたこと。

などがあり、同じ離島である上島町の歩むべき道を示していることを確信しました。

11月13日には、第2回臨時会が開催され、新たな教育長として田坂氏の人事案件が満場一致で承認されました。この場をお借りして清水前教育長の今までのご尽力に対し感謝を申し上げ、田坂新教育長には、上島町教育の新たな礎を築いていただく事を祈念いたします。

11月19日、高市総理や額賀衆議院議長など来賓多数の出席をのもと、全国町村長大会が開催されました。

高市総理からは、

- ・地方の活力はすなわち日本の活力であるということ。
- ・そこに暮らす住民の皆様の暮らしと安全を守っていくこと。
- ・どこに住んでいても、必要な医療と福祉や質の高い教育を受けられること。
- ・重点支援地方交付金を拡充すること。

などのお話があり、特に重点支援地方交付金については「推奨メニューは付けさせていただきますが、具体的なメニューを決めていただくなどアイデアを出すのは、地方公共団体の皆様ということになります。」という提案もありましたので、会場から早速、町職員に「交付金に対して十分な提案をするよう」メールで、メールで指示を出しました。

11月20日から23日にかけて、しまなみジャパン副理事長として台湾日月潭で開催された「Come Bike Day」に参加し、愛媛県や広島県の職員、尾道市市長及び職員、今治市の職員や台湾の多くの方、方々と自転車で走り、交流を重ねてまいりました。

また、世界最大の自転車メーカーであるジャイアント本社も訪問し、久しぶりにお会いする素娟（ふいびー）社長本人と、愛媛と台湾のサイクリング交流について長時間にわたり有意義な協議を行うことができました。

11月29日には、ノリ共同加工施設落成式に出席し、待望の施設を見学させていただき、新たな時代のスタートを感じました。

今後はノリ加工だけではなく、上島町水産業全体に全体を牽引する施設に成長することを期待しています。

さて、今回上程している一般会計補正予算についてですが、主に令和7年人事院勧告に伴う、職員等の給与改定に係る経費を計上いたしました。なお、物価高に対応するための総合経済対策の裏付けとなる国の令和7年度補正予算案については、政府において年内の早期成立を目指していることからも、その内容が確認でき次第、早期執行できるよう、適切な時期に予算計上を行ってまいります。

次に、上島町の令和8年度の当初予算についてですが、10月23日に「予算編成方針」を全職員に通知しました。

近年は、物価高による経常経費の増や人事院勧告による人件費の大幅な増加などに対応するため、基金の取り崩しが続いていることなど、厳しい財政状況にあります。

その事からも、予算編成の基本的な考え方として、痛みを伴う財政改革も厭わず、P D C A サイクルに基づき、成果と課題を検証することにより、スクラップ＆ビルドを徹底することとしておりますので、町民の皆様のご理解をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、私は以前より「海辺の賑わい空間整備事業・港湾整備」についての提案と説明をさせていただいております。

この案件は、上島町のレガシーとなり、次の世代への礎となる施策であると考えています。

上島町が他の自治体と同じことを繰り返していたのでは、取り残されるばかりです。温暖な気候や瀬戸内海のほぼ中央に位置することなどの地理的条件、ヨットマンからの様々な有利な情報が揃い、世界が瀬戸内（SETOUCHI）に注目している今、上島町はそのアドバンテージを活かすべきです。

マイナス思考の批判ばかりで対案も出さず、国からの財源が保障された信頼ある投資も行わないなど、何も対策を取らなければ上島町は消滅してしまいます。

いつ、どのような行動が必要なのか、今の、あるいは将来の子どもたちのための適切な判断をしていただき、共に上島町の将来を真剣に考えていただきたいと願っています。

本日は、条例案6件、補正予算案12件、計18件の議案を上程しております。

個々の案件につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

（上村町長、降壇）

○(前田 省二 議長)

これで、行政報告を終わります。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、議会規則どおり3回までといたしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分に注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえでされますよう、よろしくお願ひいたします。

今回の一般質問通告者は7名です。それでは、はじめに藤田議員の質問を許可いたします。

藤田議員、登壇してください。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

（藤田議員、登壇）

○(8番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

本日は、1点の質問をさせていただきます。議席番号8番、藤田徹也。

本日は、「弓削高留学生帰省補助金及び魚島離島留学帰省補助金について」質問させてい

ただきます。

まず、帰省補助金については、1回の上限を5万円とし、弓削高留学生は年2回、両親は年2回。魚島離島留学児童生徒は年4回、両親は年2回支給されています。令和6年度実績は、弓削高留学生帰省補助金1,604,000円、魚島離島留学帰省補助金567,000円となっていますが、令和7年度現在までの実績はいかがでしょうか。

また、この補助事業についての根拠、主旨、そして上島町民の福祉の向上に繋がる成果は得られているのでしょうか。このことについてお示しいただきたい。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長)

藤田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、令和7年度の現在までの帰省費補助金の実績は、弓削高留学生につきましては、留学生6件220,000円、保護者4件136,000円の合計356,000円でございます。

魚島離島留学の帰省費補助金は、留学生4件93,000円、保護者6件126,000円の合計219,000円となっております。

なお、留学生の帰省費補助金は、2分の1を国から支援される離島活性化交付金を財源としているのは、ご案内の通りでございます。

次に、本補助事業の根拠、主旨については、令和6年3月定例会及び令和7年3月定例会において説明させていただいているように弓削高等学校離島留学生帰省費等補助金交付要綱及び上島町魚島離島留学生帰省費等補助金交付要綱に基づき実施しているものであり、弓削高等学校及び魚島小中学校への離島留学を選択する際の魅力の一つとして、また、当該学校の存続と地域活力の維持を図る点にあります。

なお、この補助金は上島町民への福祉予算ではありませんが、学校が存続する、することで、町内の子どもたちの地元高校への進学に繋がるほか、児童生徒が地域行事に参加すること等により、町民への様々な福祉の向上が図られ、それ以上に地域の交流、活性化、文化の伝承に繋がっているものと確信しております。

以上でございます。

(田坂教育長、降壇)

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。まずあの根拠、趣旨については、改めてお聞きしましたが、上島町民の福祉の向上に繋がる成果については、地域行事には参加しているなという状況であると思います。それぞれの地域の歴史、風土、文化に親しみ地域に溶け込んでいるかというと少しどうかなと思うところもありますが、この点については、今後の課題だと考えています。

話は変わりますが、上島町から今治、尾道に通学している学生、また、今治、尾道から通学している商船学校学生には、何も補助はありません。一方で島外から弓削高に通学する学生には、通学補助が支給されています。この現状を平等性の観点から見ると島の子どもたちには何も与えられるものではなく、魚島離島留学児童生徒、弓削高留学生及び島外から弓削高に通学している学生と比較し、上島町内児童生徒、学生、商船学校に通学している学生には極めて不平等な現状ということになります。この点について、町はどうお考えなのか、お示しください。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

まず、弓削高等学校の件でございますけれども、まず、学校の存続というところが目的の一つになっておりまして、存続することによって町内の活性化が図られ、また、高校の魅力化も図られるという観点から弓削高等学校独自の補助金ということで考えて位置づけております。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、柏原生涯、生涯学習課長。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) はい。

魚島離島留学事業につきましても、先ほどの教育長の答弁でもありましたとおり学校の存続、地域の活性化等に繋がる事業であるため、今後もこちらは続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

町内全ての学校、全ての児童生徒に関する学校存続ということで、この帰省補助金制度から少しそれた質問になりましたが、上島町内のね、生徒、児童・生徒・学生は平等に扱われるべきという観点から先ほどの質問になりました。弓削高留学生、魚島離島留学児童生徒の皆さんにはそれぞれにですね、ご立派なご両親がおられます。弓削高留学、魚島離島留学、それぞれ留学を希望されるのは、決して帰省補助金があるからではないはずです。それぞれの留学に魅力があるからではないでしょうか。上島町民の福祉の向上に繋がる成果、また、上島町内全ての学校、全ての生徒、児童・生徒・学生への平等性が担保されない状況の中、この事業継続をされるべきではないと思いますが、令和8年度当初予算に帰省補助金制度は、計上される予定であるのか。

また、計上されるのであれば、いくらほど計上されるのか、お示しください。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

まず、弓削高等学校の方なんですけれども、こちらにつきましては、弓削高の全国募集の

公募の、（「予算がいくら計上されているか」町長の声あり）すみません、えっとですね、今年度が 600 万なので、来年度 30 人マックスを予定して、それ以上の予算を計上する予定としております。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、柏原生涯学習課長。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) はい。

魚島離島留学につきましても、今年度と同額程度の予算を計上、予算要求する予定であります。以上です。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員、最後になります。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

いずれにしても、前年度実績予算でいくと弓削高留学生帰省補助金 600 万プラス 200 万くらいですか。800 万程度ですよね、はい。で、魚島離島が 180 万程度でよろしいですかね。はい。この質問最後になりますが、行政側の言い分もよくわかります。で、それぞれ島の活性化に繋がる、地域の活性化に繋がるという点もよくよくわかりますが、行政、行財政運営をね、ともに担う一議員としては、帰省補助金に関し、現状でですね、当初予算計上されても、これ私個人の考えでありますが、これは、3 月当初予算修正案を出さざるを得ない状況にあることを申し上げまして、私の質問を終わります。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、上村議員の質問を許可いたします。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい、議長

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

(上村議員、登壇)

○(5番・上村 建太 議員)

おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

議席番号 5 番、上村建太です。

今日は、「通学路・学校周辺のスクール防犯灯及び見守りカメラの設置について」という題で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

全国的に子どもを標的とした犯罪が後を絶たず、子どもたちが安心して学び育つ環境の確保は自治体の重要な責務です。

これまで生名地区においては、子どもの安全を確保するため、地域の子どもは地域で守るという観点から、婦人会、民生委員、主任児童委員や散歩の方々のボランティアが中心となって多様な見守りが行われてきました。しかし、ボランティアの高齢化に伴う担い手不足が顕在化しているほか、共働き世帯の増加により保護者が直接見守ることが困難となっています。

さらに、本年 9 月末、友達と遊んでいた児童がつきまといに遭うという事案が発生し、通

学路や学校周辺の安全確保が喫緊の課題であることが明らかとなりました。

そこで質問します。登下校のみならず、日常生活における子どもの安全確保のため、通学路や学校周辺の要所にスクール防犯灯や見守りカメラを設置することについて、町としての基本的な考え方をお聞かせください。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長)

上村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、生名地区における登下校時の見守りにつきましては、多くのボランティアの皆さんにご協力いただいておりまして、承知しております。「地域の子どもは地域で守る」という行動が表れていると思われますが、その点につきまして、深く感謝を申し上げます。今後も、各地域において引き続き見守り活動を継続していただけますよう、重ねてお願いを申し上げます。

ご質問の通学路や学校周辺への防犯灯の設置につきましては、毎年各地区において学校、警察、建設課、スクールガードリーダー、学校教育課で、主に徒歩圏内の通学路の安全確認を行っております。そこで今後も定期的な情報交換と適正な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、現在、町が設置している安心カメラが 48 台、防犯協会が設置している防犯カメラが 15 台、計 63 台、他にも教育委員会が学校ごとに数台の防犯カメラを設置しております。

見守りカメラの設置につきましては、今後、既設カメラとの関連を図るとともに、設置場所の選定や或いは設置効果、さらには経費、設置経費にかかる財源確保も視野に入れながら、検討を進めて参りたいと思っております。

教育委員会といたしましては、通学路や学校周辺の安全確保は重要な課題であると認識しております、引き続き、青色防犯パトロールやスクールガードリーダー等の見守りをはじめ、地域の皆さんのご協力をいただきながら、子どもたちが安心して学校に通える環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

(田坂教育長、降壇)

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

答弁ありがとうございます。

安心カメラが 48 台と防犯カメラが 15 台、その他にも教育委員会がつけている学校周辺にカメラがあるということで、意外とたくさんあるなという感じがしました。先日安心カメラ防犯カメラ、どのような設置、どのような場所に設置しているのかと、ちょっと尋ねさせていただいたんですが、防犯上、公にはできませんということで、そりやそうやなということで、帰ったんですが、大変失礼いたしました。今日は通学路について、関して進めていきた

いと思います。

その前に、田坂教育長、初めまして、事務所の方では何回かお会いしたことがあるんですが、定例会では初めてとなります。

18年前には、上島町の教育課の指導主事をされたということで本町のことは、よくわかつてらっしゃると思います。当時の一绪に仕事をされてた職員の方に聞きますと、非常に奇策で、フットワーク軽くて、情熱的な方だとお伺いしました。今治でも、今治の教育長もされてました豊かな経験をですね、ぜひ、この上島町に活かしていただきて、お仕事していただきたいと思います。私もスポーツ協会会長とか、教育間、教育委員会関係のいろいろお世話んなつてますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それから余談なんですが、令和8年度、私の母校の生名小学校が創立150周年を迎えて、これを今後、学校、PTA、そして地域の方々と相談しながらになることは思うんですが、せっかくですので、この令和8年度1年間をかけて、創立150周年のお祝い記念行事や、記念イベントですかね、そういうことも計画していきたいと思っておりますので、その際にはいろいろとお願ひに伺うこともあると思います。その時はご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。すみません、話がそれました。

本題に入ります。私も18年前から生名地区のスクールガードリーダーとして、常に子どもたちの通学と、を見守ってきた1人です。今現在の生名地区の登下校の見守り活動を少し紹介させていただきますと毎朝の集団登校には、民生委員の方、そして、子どもたちのひいおじいちゃんやおじいちゃんが、ほぼ毎日一緒に歩いて、先生のところまで連れて行ってくれています。

そしてまた、主任児童委員や交通指導員の方ってがいらっしゃいます、その方々は、日を決めて、それぞれ、通学路で危険な場所を立っていただきて、子どもたちを見守っていただいております。

そして、駐在さんにもお願ひしまして、登下校時間のパトロールや後、そうですね、車のスピードが出る区間、これに関してはパトランプをまわして、注意喚起をしていただきております。

また、下校については、婦人会の皆様が、わざわざ自分たちで日替わりのシフトを作っていますね、各、特に下級生の下校に一緒について、毎日歩いていただいております。

とにかくありとあらゆる方にご協力を願いして、登下校を見守っているといった状況です。実は、生名地区でも約10年前に下校時子どもたちが不審者につく、つきまとわれるという事案が発生しました。当時私が生名地区学校推進協議会の委員長として、何度も学校とお話しをさせていただきて、ビブスを作って、地域の人に着てもらって、見守りを強化しましたということにしました。当時の教育課長には大変な無理をお願いして、このような黄色いビブス（上村議員ビブスを提示）を25枚ほど作らせてもらいました、これをですね、配ったんですがこの配った方々も様々で、そうですね、生名支所の支所長から始まり、各種団体の皆さん、そして中には、ゲートボールやグランドゴルフに行く練習に行く、おじいちゃんおばあちゃんにまで配る、配らさせていただきて、とにかくこれを着て散歩をしてください。練習に行ってください。家の前の畠もこれを着て、畠で作業してくださいっていって

とで、お願いをして周りました。日常生活の中で、子どもの安全を確保するには、やはり地域の目、私たちはしっかりと子どもたちを見守っていますという抑止力、抑止力が何より大事ではないかと思います。犯罪が起きてからではなく、起こさせない動きが必要だと思います。

今、上島町では、上島町学校在り方検討委員会において、学校の統廃合が議論されています。可能なのか可能な限り、傍聴には行かさせていただいておりますが、小中学校のPTAや保育所父兄の皆さん的心配してるとこ、この1つに通学方法の手段や充実が上がります。

仮の話として、大変申し訳ないんですが、検討委員会の提言通り、小中1校ずつに統合された場合、スクールバスを利用しての通学が重きを置いてくると思います。そうすると、児童生徒の登下校に利用するのは、既存のバス停が予想されます。今後、そのような場所にも見守りカメラや防犯カメラが必要ではないかと思います。町として、教育委員会として準備していただけのか、お考えがあればお示しください。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

今後、統合を推進していくということになればですね、教育長の答弁でも申し上げました通り、まず、既設のカメラ、その関連、それから設置場所、スクールバスのバス停も含めてですけども、の選定、設置の効果等を見ながらですね、また財源の確保も視野に入れながら、繰り返しになりますけども、そういった形で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど担当課長が、申し上げた通りでございまして引き続きスクールリーダーの皆様方、あと、関係者の皆様方と、この教育委員会側は十分に協議をすると今申し上げましたように、防犯カメラでカメラと見て誰が見ても、カメラとしか見えないんですけど、今言ったように、2種類3種類の財源の出どこがあります。ですから今教育委員会の回答としては、今の通りで、こちらの行政側としては、今、何ヶ所も場所は言えないとは言いましたけれど、1ヶ所ですべて見れるようになります。防犯とか、あと台風災害等々の対応について、もちろん魚島も、この弓削島から見れるような、なっております。豊島ももちろん。そういうところで、私が今後、ちょっと今教育委員会関係の質問ではありますが、私が伝えているのは、基幹道路についても、順次、安心できるカメラをつけていこうという提案もしておりますので、そういう意味で、今ご提案いただいた、じゃあどこにつけるかというときに、このバス停、子どもたちがよく使うここがいいねというようなことも、そのスクールリーダー等々からご提案を、をいただきたい、そのように思っております。

そこで、行政側、町ちょっと、教育委員会という組織と行政という組織が違いますので、教育委員会側がつけるべきか、行政側がつけるべきか、それはしっかりと検討させていただきます。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

答弁ありがとうございます。

スクールガードリーダーと私もしてますし、各地区に1人ずつ、頑張っていただいております。毎年、情報交換等させていただいて、ここが危ないよ、ここ何とかならんかねということで、訴えさせていただいて、少しずつ申し訳ない少しずつなんですが、改善されていけ、いけてるところもありますので、今後、あのですね、今日は通学路ことに関してなんですが準備委員会等で、ぜひ、通学路の安全確保というキーワードも組み込んでいただいて、進めていって欲しいなと思います。

8月の子ども議会でも、通学路が暗いという問題もあがりました。現在の住宅事情等も変化しておりますし、空き家が多くなって、今、今まで生活の明かりで明るかった道路も、今まで真っ暗という箇所もたくさんあります。街路灯、いわゆる街灯は、移設はできますがこれ以上数はふやせないと聞きました。であるならば、防犯と子どもたちの安全確保には、犯罪防止、子どもたちの安全確保には、防犯灯、スクール防犯灯が頼みの綱となってきます。

財源確保や設置基準など、多くの問題があると思いますが、少しずつでも構いませんので、子どもたちにとって危険箇所のないまちづくりを、ともに作り上げていき、いけたらと思っております。子どもたちが、安全に通学や遊べる環境づくりは、地域将来への投資だと考えております。

ぜひ、今後ともご検討のほどお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

(上村議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、上村議員の質問を終わります。

続いて、宮畠議員の質問を許可いたします。

○(2番・宮畠 周平 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、宮畠議員。

(宮畠議員、登壇)

○(2番・宮畠 周平 議員)

おはようございます。

議席番号2番、宮畠周平ございます。

田坂教育長ですね、11月にご就任いただきまして、まだ間もないところですけれども、私自身も教育委員会にご挨拶に伺ってですね、2時間ほどですかね、意見交換もさせていただきながら、本当に信念のある方だなというふうな印象とですね、非常に教育に関してご経験が、豊富な方だと伺っておりますので、今後ですね、教育行政の、を進めるにあたって非常に私自身もですね、大きな期待を抱いております。

今日はちょうど教育長ですね、就任されて間もないですけれども、所信表明みたいな形でですね、ご自身の教育、どのようにお考えなのか、とですね、昨今やはり町民自町民皆さんもですね、非常に大きな関心を寄せていらっしゃる学校統合に関して、お考えをですね、

今日、この場でですね、お伺いできたらなと思っております。よろしくお願ひいたします。では、通告に従って質問を読み上げさせていただきます。

昨年度末から新しい「上島町学校の在り方検討委員会」が立ち上がり、主に児童数の減少による学校統合・配置について議論が交わされてまいりました。委員からの声によって、当初予定された開催回数よりさらに多く、書面開催を含め実に7回の会議を重ねてこられたと承知しています。ご多忙の中、子どもたちのより良い教育のためにと貴重な自分の時間を割いてくださった委員、委員の皆様、事務局である教育委員会の皆様の苦労に敬意を表します。

委員である保育所保護者会長、小中学校PTA会長の皆様におかれでは自組織の会員にアンケートを何回も取り、集会を開催し、多様な意見を集約し、それをもとに在り方検討委員会で検討する、議論するという極めて大変な仕事を無償で引き受けさせていただきました。私もこれまで可能な限り検討委員会を傍聴させていただき、また委員の方にもお話を個別に聞いてまいりましたが、各位の葛藤と努力の上でこの委員会における提言案が出来上がってきたものと頭が下がる思いでございます。しかし一方で懸念もございます。実際に私が各地域の住民の声を聞く中で、この統合案について違和感を訴えられる声が多い地区があり、また他地区の検討委員の検討委員会の委員からも同様の声も聞いております。当該地区の中でも賛否さまざまな意見があり難易度の極めて高い課題であることは間違ひありません。しかしながら、私の肌感覚では当該地区のなかで十分な合意形成がなされていないのが現状であり、このまま進めれば地域間の感情的な溝がますます広がってしまわないかと非常に危惧しております。私としては検討委員会の議論は尊重したいと考えですが、この統合計画が町民皆にとって発展的で幸せなものとして着地してほしい、上島町全体の融合を象徴するようなきっかけとなってほしい、そう強く願っております。

そこで質問いたします。今回は新教育長が就任されて初めての議会です。教育長ご自身の豊富なご経験を踏まえ、教育行政のトップとして上島町の教育環境をどのように整え、整えられたいか、この学校統合に対してどう向き合われるか、学校と地域の関係を含めて、幅広い視点でお考えを伺えたらと思います。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長)

宮畠議員のご質問にお答えさせていただきます。

今までの教育界での経験も踏まえ、私は上島町の現在、教育行政のトップとして、「すべての子どもたちが、夢と希望をもって未来を切り拓く力を育む教育環境」の実現を目指します。そのためには、次の4点に重点的に取り組む所存でございます。

まず1点目は、「質の高い教育の保障」でございます。教職員の専門性を高め、今やICT等を活用したきめ細やかな指導を行える環境を整えます。

2点目は、「豊かな心とたくましい身体の育成」でございます。他者を思いやる心や自他の違いを認め合う心、生命や人権を尊重する心、感動する心、感謝の心などを育むとともに、健康で丈夫であるだけでなく、へこたれない力、困難に立ち向かう力を養ってまいります。

3点目は、「地域の特色を活かした学びの深化」でございます。上島町の自然や文化を活かした体験学習、交流体験を充実させ、子どもたちの郷土愛を、郷土愛と誇りを育む「ふるさと教育」を推進してまいります。

4点目は、「安全・安心な学びの場の確保」です。子どもたちが心身ともに健やかに成長できる、安全管理を徹底した教育環境の維持・確保に努めてまいります。

学校統合につきましては、「上島町学校の在り方検討委員会」における委員の皆様の多大なご苦労と子どもたちの未来への熱意に深く敬意を表します。この検討委員会で話し合われ作成された提言案につきまして、教育長としましては、重く受け止め、尊重したいと思っております。しかし、議員ご指摘のとおり、この提言案について、当該地区のなかで十分な合意形成がなされていないという懸念を住民の不安は、教育委員会事務局としても重く受け止めなければなりません。学校統合は、単なる機能的な再編ではなく、地域の歴史や住民の皆様の心の拠り所に関わる課題であると認識いたしております。この統合計画は、この統合計画を「町民の皆さんにとって発展的で幸せなもの」として着地させるため、以下の姿勢で臨みたいと思っております。

まず、今回の学校統合は、「子どもたちのより良い教育環境の実現」という目的に基づいていることを、今後開催が予定されている仮称ではありますが、統合準備検討委員会等で改めて強調いたします。統合することにより、学級の人数が増えることで、今までより深い協働的な学習、集団の中での切磋琢磨等の利点を生かした新たな学校設立に向け、様々な意見を反映させ、協議を進めてまいります。

統合が地域間の感情的な溝を広げるのではなく、上島町全体の「融合を象徴するきっかけ」となるよう、新しい学校を旧来の学校区を超えた新たな地域の核として位置づけてまいります。

私は教育長として、これらの理念のもと、上島町のすべての子どもたちの未来のために、この難題に真正面から向き合い、全力を尽くす覚悟でございます。

以上でございます。

(田坂教育長、降壇)

○(2番・宮畠 周平 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、宮畠議員。

○(2番・宮畠 周平 議員) はい。

ありがとうございます。

非常に強い覚悟を感じました。地域、地域の皆さんですね、非常に疑問といいますか、何だろうこう少しもやもやしているところはですね、今、なぜ統合を進めたほうがよいのかという具体的な理由ですね、こちらとですね、やはり先ほど教育長がご答弁いただいたようにですね、やはり、まずは地、子どものために、よりよい教育環境を整えるというところが私もメインではないかと思っておりますが、やはりよりよい教育の中身っていうのは一体何なのかということをしっかりと明らかにした方、明らかにした上でですね、皆さんでこの統合について、一緒に考えていくというふうにしたほうがいいと思っています。

次にですね、やはりそういった観点から私自身ですね、小学校の3校1校かはですね、現

状において、ちょっと急ぎすぎてはいないかというふうにも思います。

つまり、ひとまず、2校を残す方がよいのではないかという思いと今後このままではやはり、ほとんどの学校がですね、複式に学級が複式になることが見込まれておりますので、そういう中、やはり競争があつて、また社会性をね、より育めるであろう、なるべく大人数の中での学校生活を実現させてあげた方が良いのではないかという思いがですね、私自身もせめぎ合つております。

一方ですね、私の個人的な経験から言いますと、私の息子がですね、ゆめしまベースボールクラブという野球クラブに入っています。この野球クラブですね、弓削の子と生名の子がですね、小学校、中学校とですね、今一緒になって野球の練習に励んでいるんですけれども、これを見ますとですね、本当に生名と弓削が一緒になってですね、本当に楽しそうにやっているんですね。生名小学校、弓削小学校今別々の学校ですけれども、こういった野球を通じてですね、大人数になって、仲良くやつてるところ見ると合併も悪くないのかなというふうにも思います。

一方でやはり合併に関してはですね、多様な考えが、いろんな考えがあつて、メリットデメリットもございます。絶対に正しい答えはですね、存在しない。そのように思っております。

先ほどのご答弁ではですね、提言案に委員会の提言にある合併は尊重されるということですが、委員、委員長と教育長としては、このタイミングでの合併案についてはどのようにとらえられますでしょうか。

また、ご答弁にあったようなよりよい良い教育環境とはどのようなものなのか。ご自身ですね、長年の教育、経験も踏まえて、できるだけ町民に、の皆さんに対してですね、具体的にお示しいただければと思います。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長)

ご質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘の通り、学校の在り方については、多様な考え方があり、どの考えがそれで正しいかというような、唯一の答えというものは存在しないと思います。その上で、子どもたちの将来を見据え、客観的かつ、長期的な視点から学習環境をどう整えるべきかを考えたときは、現在、私はこのタイミングでの統合が必要であると判断しております。

それは、よりよい教育環境とは何か、これは私自身が、先ほども議員おっしゃいましたように、長年の学校現場に関わる中で経験から、この常に向き合ってきた課題でもあります。

統合によって学級の人数が増えることは、教育的に大きな意義があると考えています。

人数がある程度確保されることで、話し合い活動がより活発になり、互いの意見を聞き合い、そして、人数が増えるだけに折り合いをつける合意形成を図るといった学びが必要であり、またそれが可能となります。ただそれは技術が要るし、能力が必要なってきます。

これは、一人ひとりが社会で生きていく上で極めて重要な力であります。

また、学級内の人数が多くなることで、子どもたちは異なる家庭環境や価値感を持つ友人

と関わることができます、互いに切磋琢磨することが可能になります。多様な考えに触れながら、視野を広げることができます。

さらに、一定規模の集団があつてこそ、初めて成立するスポーツや、先ほど言われました野球もそうです。学校行事行事運営にも主体的に参加することができ、成功体験や役割意識を経験し、また育むことができます。今後、現状のまま、子どもの減少が推移していくれば、複式学級が令和10年度には、生名小学校は3クラス、岩城小学校に2クラス、弓削小学校は1クラスが編成されます。

さらに、令和11年度には、生名小学校に3クラス、岩城小学校・弓削小学校とともに2クラスが編成される。こういった見込まれています。そうなった場合、上島町のすべての小学校のほとんどの学年で複式学級が編成されるという状況にあります。このような状況の中で、より望ましい教育的機会を十分に確保することはとても難しくなると思われます。

6学級の3クラスは3校ですから18あります。18学級のうち、ほとんどのクラスが複式で行うようになります。上学年・下学年が一緒になって活動します。当然、学力の内容も学習内容も、或いは既習の例ええば習ったことを生かしながらする運動、学校行事も、低学年、下学年に合わせながら、ややもしかすれば、レベル的には劣るかもわからない。でもその中で、縦割り、小さな集団で行事をしていく、或いは学習をしていくというような状況を生まれてきます。そこに選択するっていう、いろんなものを選択するとその選択数が減ってくるわけです。その中で、将来を担う子どもたちにとって何が最善か、冷静かつ客観的に考えたときに、統合考えるとすれば、まさに今、令和7年度、このときに、当然決めておいて準備が当然、2年3年かかります。となると、令和10年11年、そこに焦点を合わせるとすれば、今、タイミングとしては、絶好のタイミングではないかと。ですので、検討委員会の委員の皆様が、自分の学校、確かにわかるんです。寂しくなる、わかります。しかし、子どものために統合が必要である。そして、2校では数が足りない。そこで3校が、統合し、少しでも人数をふやし、子どもの教育力を効果を上げる。或いは、選択数をふやすというところにガテンされたということは、非常に敬意を表します。ですので、私としては、検討委員会が出されたこの提言案は、非常に重視したいと思いますし、今のタイミングが、まさにそのタイミングかなというふうに思っております。

なお、引き続き全力でこの子どもたちのよい教育環境の整備に努めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○(2番・宮畠 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畠議員。

○(2番・宮畠 周平 議員) はい。

ありがとうございます。ご自身の価値感、非常によくわかりました。

私もやはり自分も48歳で、長年生きてきているわけですけれども、やはり社会というのは非常に多様で、様々な価値感があるというところでですね、その中で生きていかなければならぬ。そういうことをですね、子どものときにですね、やはり、非常に小さな集団の中で生きるよりもですね、少しでも大きな集団の中で多様な価値観にもまれながら、育ってい

く方がいいのではないかなどと、私自身も自分の人生の実感としてはですね、本当にそう思っております。

続きましてですね、もう1つの懸念、地域の合意形成、非常に不満がある地域がござりますので、その、をどう軽減していくか、地域間の分断をどう回避していくか。

そして、また当事者となられている保護者の皆さんですね、やはりこのまま5を統合していくに当たりまして、それが進んでいくとすればですね、どうなっていくんだろうと非常に強い不安も、不満、ごめんなさい、不安もですね、ございます。それをどういうふうに解消させていくかという具体策についてですね、お伺いしていきたいと思います。様々な地域の声を聞きますとですね、合併に関する情報を受け取っていなかつたと、知らなかつたっていう方が多くですね。或いは、正しい情報が行き渡っていない。そのような印象を非常に強く持っています。教育委員会は、地域の、への説明会は行わないという意向を示しておられますけれども、私は少なくともですね、学校の検討委員会、在り方検討委員会で示されている見込み、児童生徒数はですね、先ほどおっしゃってたようにどんな形で複式学級ができるのかとかですね。あとは校舎施設の比較検討だとかですね、或いは保護者アンケート結果などの各種資料をですね、プライバシーが守られる範囲でホームページを通してですね、ホームページなどを通して、町民の皆さんに積極的に公開していくべきではないかというふうに考えています。そうするとですね、町民の皆さんも客観的データに基づいて自分の考えを発展させられます。

また、さらにですね、可能であれば、そのようなデータを示しながら、住民と対話する機会やですね、ある、あとは、或いはですね、地域間でコミュニケーションをするような機会も、必要ではないかなというふうに考えています。加えて、これはちょっと、無茶な要望かもしませんけれども、教育委員会は合併を最終決定する前にですね、地域の合意形成のための一定期間をとるなどの提案もさせていただきたいと、そのように思います。そういうことも含めですね、地域の理解、そして地域間の溝が深まるのを、広がるのを防ぐ方策について、お考えをお聞かせください。

また、当該地、地域の保護者の皆様におかれでは、本当にこうバス通学、上、時間、距離ですね、これが非常に伸びるということを中心に、強い不安を持っておられる。これ、未知のことに対してですね、不安を抱かれるのは本当に当然のことだと思っていますが、これらに対してどのようにこたえていくのか、これもお示しいただければと思います。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長) はい。

お答えいたします。

先ほど申しました、私の説明と重なる部分があるかもわかりませんけれども、ご容赦ください。

まず、情報が十分とどいていないのではないかというご指摘についてでございますが、学校の在り方検討委員会では、見込み先ほど私申しました見込みの児童生徒数、或いは校舎施設の比較など、様々な資料を用いて議論が行われました。統計的客観的な資料を踏まえた上

で、多くの委員が、小学校中学校ともに1校への統合が妥当であると判断されております。ただ、先ほど議員が言われましたように、その資料、或いは、そこに行き着いたまでの経過の中での資料、これは教育委員会でも検討しまして、プライバシーも個人情報そういったものも考えまして、説明に必要であれば、それもお出ししたいというふうに思います。ただ、先ほど申しました資料の公開につきましては、在り方検討委員会の委員の皆様へ配付いたしますとともにですね、個人情報の保護などのルールにのつとり、公開できる資料についてはもうすでに、適切に公開させていただいております。

で、一方で、検討委員会がまだ議論を行っている最中の段階におきましては、その内容を教育委員会事務局が先行して説明するということは、委員会の独立性の観、視点から、難しい状況にありますので、この点につきましてはご容赦いただきたいというふうに思います。

また、住民との対話の機会や地域間のコミュニケーションにつきましては、ご提案ですけれども、統合の最終決定に向けて、少しでも不安や誤解が残らないように、可能な範囲で工夫して参りたいというふうに考えております。先ほど申しますようなことも加味して考えていきたいと思います。ただ、検討委員会で示された令和10年度の小学校統合を実現するためには、準備時間を考えれば、今この時期に判断を下す必要がございます。これが説明に時間がかかるて1年、2年経ってしまえば、当然、統合は令和13、14、15と遅くなります。そうなると、すべての学校で複式がすごく多くなってしまった段階で、統合してもというような状況が起こり得るかもわかりません。やはり、ここで考えなければならないのは、今の子どもたち、今学校に通ってる子どもたち、この子どもたちには、6年、中学生には3年しかありません。これをこせば、この子どもたちは何のメリットもありません。今、学校に通ってる子どもたち、保護者のことにつて、そして子どもの教育環境の整備に努めていかねばならないという私は思っております。ですので、時間をたっぷりかければいいじゃないかというところでもないかなというふうに思います。ですが、先ほど議員が言われたように、皆さんが納得して、そして、これなら子どもためにみんなが納得して、どうしなきやならないなというふうに思っていただくような説明をできればしていきたいと、工夫していきたいというに思っております。

次に、保護者の皆様が特に心配されている通学距離、時間についてでございます。

通学距離そのものは、地理的条件から変えることはできません。しかし、通学時間につきましては、もう少しでも負担や不安が軽減されるように、今後立ち上げる予定の統合準備委員会、仮称でございますが、その中で、スクールバスの運行方法や、時刻、乗降場所のあり方など、あらゆる通学手段について、工夫検討をして参りたいというふうに思います。

不安を抱えられるのは当然であり、その思いに寄り添いながら、一つひとつ丁寧に対応していきたいと考えております。ただ、昔の数年前のこの上島では、考えられない橋が今かかっております。橋がかかっていて行き来ができる。そういうた物理的、地理的な条件も整っております。そういうことも含めて、今、統合というのが本当に不可能ではないというふうに私は思っております。それよりは子どもの何回も言いますけども、教育環境の整備、効果ある教育、それを行うための統合というのは、必要なのかなというふうに思っております。

最後に、私としても最も脱失するのは、子どもたちの、先ほども言っておりますように、

学習環境、これをどう確保し、将来に繋がる力をどのように認識させるか。この点でございます。統合は決して目的ではなく、よりよい教育環境を実現するための手段であります。

子どもたちのため、何が最善かという視点を持って、引き続き誠実に取り組んで参ります。島民の皆様にわかつていただきたいのは、この統合は目的ではない、これひとつの手段であります。子どもたちを、もっと、いろんな力持ってる力を伸ばし、そして、将来生きていく、粘り強く生きていくその力につけるのが、今である。今だからこそ、教育環境を整えなければならないというふうに思っております。

そこをご理解いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○(2番・宮畠 周平 議員) (举手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畠議員、最後です。

○(2番・宮畠 周平 議員) はい。

ありがとうございます。

そうですね、先ほど、教育長おっしゃったように、合併というのはやはり目的ではなくて、手段であると私もいおうと思っていたことをそのままいっていただきました。やはりですね、先ほど教育長が、教育、教育ですね、よりよい教育をしていくための合併ですということですね、私も非常に共感する部分もございます。やはりリーダーとしてですね、非常にそういったメッセージをですね、もう本当に常に常に出していくいただきたい。

それからあと、やはり先ほど情報に関するお話をございましたけれども、やはり皆さん求めてるのは正確な情報、それから情報の透明化、この辺りだと思っています。やはりプライバシーの、関わる部分はなかなかむず発信難しいと思いますけれども、そうでない部分に関してはですね、なぜこの合併を進めなければならないかというところも含めて、やはりどんな議論がなされていったかっていうのは議事録でありますけれども、それ一の議論のベースになるデータというものはですね、私が調べたところホームページ等、まだ上がってございませんでした。その辺りも含めてですね、やはり情報の透明化というのは、非常に必要ではないか住民と行政のですね、信頼関係を深めるためにもですね、非常に重要なになってくるのではないかと思っておりますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

最後にですね、学校は地域のコミュニティ拠点という役割も持っていると思います。まだ現在はですね、統合も案の段階ですけれども、これがどうしても進んでいく場合にはですね、学校がなくなってしまう地域に対して、教育委員会だけではなくてですね、町の行政部局においても、コミュニティ維持や地域振興策、これをしっかりと見える形で進めていただきたい。そのように思っております。学校がなくなることで取り残される地域がないようにですね、決して生まれないように積極的に施策をお願いしたいと思います。この課題学校統合という形で表面に出てきてはいますけれども、やはりその根底にあるものは、生産人口の減少、そしてそれに伴う少子化でございます。私はそのようにとらえております。それについて、もはや待ったなしのですね、課題として、今後もしっかりと議論して参りたいとそのように決意しております。私の一般質問を終わります。

(宮畠議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、宮畠議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

ここで、10時30分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前 10 時 20 分 ~ 午前 10:30 分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、濱田高嘉議員の質問を許可いたします。濱田高嘉議員、登壇してください。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田高嘉議員。

○(10番・濱田 高嘉議員) はい。

おはようございます。私は、本日は、1問質問いたします。

議席番号10番、濱田高嘉です。教育長よろしくお願ひいたします。

質問を読む前に2ヶ所ほど、一字が脱字、一字が言葉ちょっと変えますんでちょっと説明しますと、質問書の上から4行目なんですけども4年生以上の小学生となってますけど、中が抜けてますので、大変申し訳ございません、中ということを入れていただきたいと思います。

それと、質問書の真ん中辺にそれに伴いという文章があるんですけどその1段下の計6回の協議を重ね、結果内容というふうに私書いてますけども、協議結果というふうに直していただけば非常にありがたい。質問を提出した後、このように訂正することが、非常にまずいということは承知していますけども、私の国力、国語力がないゆえに、ご迷惑かけますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。

令和3年9月29日の教育会、教育委員会告示第1号「上島町学校の在り方検討委員会要綱」に基づき上島町学校の在り方検討委員会が設置され、計6回の協議を経ても最終結論に至らず、ただ4年生以上の小・中学生へのアンケートを実施した結果、小学校は現状維持を望む児童が58%、統合を望む児童が15%、中学校は、現状維持を望む生徒が64%、統合を望む生徒が28%、23%の調査結果であったが、令和4年11月13日付の答申書では、上島町における学校適正配置について再度協議することが望ましいと委員長から上島町教育委員会教育長に提出されました。

それに伴い、令和3年、令和7年3月に設置された上島町学校の在り方検討委員会で計6回の協議を重ね、協議結果、協議結果を提言書に纏めている段階で、10月31日の愛媛新聞に3地区の3小学校と2中学校について「小学校は2028年度、中学校は2029年度に共に1校への統合を目指し、統合校の場所は、弓削小、弓削中の既存施設を活用するのが適当」との新聞報道は、すでに皆様もご承知の通りです。

上島町の小中学校の適正配置を検討するに当たっては、町の少子化の進行を前提に児童生徒数の推移、学校施設の老朽化や耐用年数の課題、通学環境の整備、地域住民、保護者の意見、そして国や県の教育施策との整合性を踏まえて協議をとありますが、どのような法律、条例、規則、要綱等々で適法性・整合性を確認されたのか、ご答弁をお願いいたします。

以上です。よろしくどうぞお願ひします。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長)

濱田高嘉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問にあります、上島町立学校適正配置の検討における適合性、整合性の確認についてですが、法令等に縛られるものではないことから、適合性の確認はございません。ただし、国が示しております「公立小学校中学校の適正規模適正配置等に関する手引き」において、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨すること。一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされており、適正規模に近づけることの適否の検討は、設置者である町の判断をされております。

また、愛媛県が公表している「愛媛県県立学校振興計画」においても、生徒が多く仲間たちと切磋琢磨できる充実した教育環境を実現。

また、一定規模の規模以上の生徒数を要する学校を配置する必要があるなど、同内容の記載があり、小規模校の適正規模、適正配置への再編に係る基準的内容の考え方が示されております。

以上のことから、本町の学校の在り方検討委員会が検討してきた考え方は、国や県の教育施策との適合性はあるものと認識いたしております。

また、学校の在り方検討委員会において、各委員が適正配置を考える際に必要となる各種資料を十分に提供し、検討を重ねていただきました。その結果、議員ご指摘のような結論に至ったところでございます。

以上でございます。

(田坂教育長、降壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田高嘉議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

ありがとうございました。

今まで同僚議員がですね、三者三様の視点からいろいろ質問がありましたけども、私もまた違った視点から、質問をさせていただきたいと思います。

実は合併して21年経過しますけども、この間ですね、平成18年9月に上島町学校教育問題審議会条例が制定されて、16名の委員で構成される上島町学校教育問題審議会が設置され、4回の審議会を経て、平成20年4月から生名中学校が弓削中学校に統合され、約17年が経過しているという実態でございます。

これを、この事実を踏まえて、質問をさせていただきたいと思います。

1つは、このたびの上島町学校の在り方検討委員会要綱、令和3年9月に告示されてはいるんですけれども、これでは学校の在り方、方向性を見いだすためということで、委員会が設置されたということでございますが、検討委員会内部の事務要綱なので、学校の統廃合を検討するものではないというふうに私は認識をしております。

2点目ですけども、先ほども申しましたように、平成18年の9月に制定されます上島町学校教育問題審議会条例。これですね、生名中学校と弓削中学校の統合が決まり、20年の4月から統合されて、今日、17年ほど経過してると、このように考えております。そういうことでございますので、3番目ですね、条例、規則の範囲内での委員会事務取扱の内々(ないない)の或いは内々(うちうち)の決め事を要綱とするという解釈を持っております。それでいきますと要綱が条例や規則を超えた権利権限もなく、学校の統廃合は、上島町全体の最重要事項であり、前回同様、条例に基づいて地域住民、児童生徒及びその保護者、行政、括弧、教育委員会、議会が三位一体となって、慎重に時間をかけて合意形成に向け、審議を行うべきではないかと考えております。ですので改めて条例に基づいて、上島町学校教育問題審議会を立ち上げ、20名以上の審議会で審議していただきたいというのが、私の意見でございます。当然、生名中学校と弓削中学校が16名の委員で構成されてましたけども、このたびはトータルで5校の統廃合の話がありますので、当然、この審議会で、委員の選出を20名以上にしていただいて、改めて、この問題を協議、審議していただきたいと、このように思っております。これまでの在り方検討委員会のご努力は重々承知しておりますし、しかしながら、そこで議論されたことは、要綱でありますので、あくまでも要綱では、学校の統廃合を決めるることはできない。条例に基づいて、前回やったように、そういうステップをとつていただいて、協議していただきたいと。これを同じ町長で、今回また5校をこのような要綱でやるというのはいかがなものかとこのように思っております。ですから、再度、そういう形で取って、協議していただくと、もっともっと住民の理解も深まってくるであろうとということでございます。在り方委員会の状況、状況を申しますと18名の委員がいらっしゃいますけども、大体2名から3名が、欠席でございます。こういう状況で本当に民意の意見なり考え方方が反映されていたかと思うと非常に疑問がありますし、当然、委員の方々には大変、ご苦労をかけて、いろんな面で協議をし、討論もし、結論が出たという状況にはあることは重々承知しておりますが、そのように思っております。それで理事者側の、教育委員会側のご見解を賜りたいと、このように思っております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、教育の問題でありますが、今、私の名前も出ましたので、お答え、私のお答えできる部分はお答えさせていただきますが、生名中学校、弓削中学校の統合ありました。それも条例等にのつとつてやっているということでございまして、今回の統合の議論についてもそれに基づいてやっておりますので、以前の進行、協議内容とは何ら変わりはありません。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

まず、検討委員会等で協議していく、いくっていうところについては先ほど町長申しましたように、根拠に基づいてやっております。ただ条例でないと決めれないっていうのは、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、統合の検討、検討の適否については、法に縛られるものではないっていうところがありますので、その検討の仕方について、例規で定めているところでございます。議員おっしゃっておりました、学校教育問題審議会条例については、統廃合を検討する条例という意味ではなくて、それぞれ諸問題、様々ありますが、例えればいじめ非行であるとか、そういったのも含めて、問題についての話し合いをしていく根拠条例ということになっております。令和3年度に制定した学校の在り方検討委員会要綱っていうのは、学校の在り方、適正規模適正配置について検討をする会を定めたものになっておりますので、こちらについてこちらをもとに委員会を立ち上げて、学校の適正配置についての適宜検討をこれまでしてきたということでございます。ということで特に違法性があるとか、そういったこともありませんので、その旨をお伝えをしておきたいと思います。

以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

えっとですね、実質的にですね、18年に条例を決めて、生名中学校と弓削中学校の統合は、それによって、4回の議会を開いて、議会議を開いてですね、決めた経緯がありますよね。これはね、要綱というのはね、条例、釈迦に説法すると恐縮なんんですけど、条例、規則、要綱というような順番といいますか、ランキングといいますか、順位といいますか、そういうものがあって決してその条例よりも上とか、或いは規則よりも上というのは、要綱の位置づけではないというふうに理解しています。あくまでも要綱は、条例の中の細部の問題を要綱で決める、或いは規則の内部の細かい問題を要綱でやるというのにはありますけども、要綱が一番下位の条項が、いや、要綱ですね、それで、統廃合を決めるという法的根拠はないですよ。少なくとも条例でやっていただかないと前回それでやってんじやないですか。なぜそういう手を抜くんですか。やってる方々は、私は傍聴してますけどもよく、一生懸命やってます。事務局もやってます。課長も一生懸命やった、汗かきながら。それは評価します。それはそれですよ。やっぱり条例が、もうないんであればね、改めて要綱でやりますという話もわからんでもないんです。条例があって、前回はそこで、条例に基づいて、会議を開いて、統廃合が決まったということでございます。それはぜひですね、要綱に基づいてやっていただきたい。要綱をもっと理屈を言いますと、条例、規則、条例とか規則の範囲内での委員会の取り扱いの内々の決め事を要綱で決めるというふうにはなっておりませんので、要綱はあくまでも担当課長でもできますし、条例はやっぱ町ですよね。トップが作る、或いは議会が作る。これも全員協議会でも、条例の話をしましたら、議会もつくれますよという話もあるとありましたけども、実際、議会も作ってます。議会基本条例もつくれましたしね。直近では、確か6月ですけども、議会ハラスメント防止条例というものを同僚議員が提案して、成立し

ております。条例ね、学校の統廃合よ、協議しなくてね、要綱でやるっていう、これできないといふよりも普通やらないでしよう。違いますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長、いいですか。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

これはケーブルテレビもでですね、町民の方も見られてるので、あえてこれ教育問題ではなくて、その条例等々の行政運営について改めて申し上げますが、条例を差し置いて要綱で決めてるそんなことは一切ございません。そういう誤解を招くような発言は慎んでいただきたい。今回の統合問題に関しても、前回の先ほど申し上げましたように、生名中と弓削中の統合であったように、そのルールに則って、しっかりとやっております。さも条例違反を理事者側がしてるというようなご発言は控えていただきたいと思います。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田高嘉議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

そういう話をしてるんじゃないんですよね。常に視点を問題点をずらして答弁されるというのは遺憾であります。実際問題としてですね。要綱が条例や規則を超えた権利権限はないんですよ。要綱が、条例や規則を超えた権利権限がない。学校の統廃合は、地域住民、児童生徒及びその保護者、行政、括弧、教育委員会、議会が三位一体として取り組めと、実際にですね、前回の生名中学校の統合のときには、このようにやっています。だいいち、審議委員会の委員のメンバーもはつきりと書いてます、条例で。議会を議員、議会関係者を入れるということと、それから、町民から公募をして、委員を選びなさいと。要は議会から選出しなさい。町民からの応募をして、適当な人を委員を選んで、今のメンバーの委員のメンバーってプラスしてやりなさいというふうに条例書いてますよね。やはりね、町長、同じ町長で、1回目は丁寧にそうやってやられたんですよ。なぜ今回もう手を抜くというか、言い方が適當じゃないってことはわかりますけども、簡単に言うと軽くあしらわれたなど。たった2校の条例でやって、5校もあるものを要綱でやりますか。どこの自治体にありますか、教えてください。もし、

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

私が発言します。（「嘘言うのやめてくれや」上村町長の声あり）

なんですか。（「お答えさせてください」上村町長の声あり）待ってください。

やめとけやってなんですか。（「嘘言うのはやめてください」上村町長の声あり）

やめを、嘘を誰がついたんですか。あなたは、すぐそういうふうなものを言い方をされますけども。要は、今言ったように要綱が条例や規則を超えた権利、権限がないということを明確です。これを押し切るんですか。（「やってませんって」上村町長の声あり）やってるじゃない、要綱に基づいてって、何回も委員会でも、そのように書いてますし。

それから、ついでに言いますと、もう1つ、法律を無視したというか軽視した経緯がございます。それは何かといいますと、令和5年に執行されておりますこども基本法であります。

このこども基本法を在り方検討委員会で話をし、皆さんのお見を聞いたり、理事者側の意見を言ったりした経緯があるかどうか私は、見た会議録を見た範囲ではないと思いますけども、こどものこども基本法の4原則というのがあります。そのうちの4つはですね、1つ申しますと、差別の禁止。それから生命生存及び発達に対する権利。それから児童生徒たちの意見の尊重。それから児童生徒、4つ目が、児童生徒たちの最善の利益というものを考えて、運用しなさいと。これ、この4つだけでもですね、やっぱり、子ども、子どものその何、1番にありました差別の禁止。簡単に言うと、もうざっくりで言いますと、岩城の子が約50分かかるって学校に来ると。地元の子は、15分、20分、30分で学校に来ると。これも、全部ね、公平にしろといってるんじゃない。差別ですよね。考慮しなさいということなんですよ。

それから、児童の意見を尊重しなさいと。児童は明確にですね、先ほど一般質問の最初に言いましたように、小学生では、4年生以上ですけども58%の人が、現状は維持がいいと言ってんですよ。

それから中学生に至っては、64%が現状維持でいいと。この子どもたちの意見をどれだけ反映したのか。通学上環境を考えただけでも、岩城の子どもたちが約50分以上のバスで揺られて学校に来て、学校で授業を受けるというのは高学年は受入れるでしょうけども、1年2年3年生はですね、もうヘトヘトですよ、バスで来たら。そういう問題も確かに検討委員会で協議されてますんで、私があれこれ言う必要ありませんけども、要は、私は先ほど言いましたように、条例にのっとってやってくださいということと、それからこどもの基本法に従って、それを考慮した学校運営、或いは統廃合を考えいただきたいということです。いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

統合問題に関しては、教育関係なので私もあえて発言しませんけれど、再度申し上げますが、上島町ぎよ、上島町は条例に基づいて、すべて進めております。そういう以前もありましたが、間違った発言はお控えいただきますようにお願ひいたします。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

ひとつちょっと誤解をしていただきたくないところはですね、この在り方検討委員会の要綱については、この会議で決定するものではないっていうところです。教育委員会に提言をするという内容の例規となっております。なのでこちらで決めているわけではない。決める例規ではないというところは一応、報告をしておきます。

それとあと、子どもの意見っていうのは、こども基本法にもあります通り、尊重するべきところではあります。ただ、学校の教育環境とかですね、そういったことについては、なかなか児童生徒では、客観的な判断っていうのはなかなか難しいところがあるので、これは大人が、判断していく必要があるところだと思っております。その辺も踏まえて、検討委員会で委員の皆様方が、しっかりと議論して結果を出したものというふうに認識をしております。

以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

条例を、そのね、加味してといいますかね、おっしゃいますけども、あくまでも在り方検討委員会は、要綱に基づいて組織されて、その要綱に基づいて協議され、今日の結論が出てくるということでございます。この結論というよりも、そういう方向性はね入れると、決めたもんじやないということも承知しております。まだ、正式な検討委員会からの提言書が、議会の方に回ってきてませんから見てませんけども、ドラフトの関係、ルートまでは見て経緯がありますけど、正式なものは持って見てませんけども、要は私が言いましたように、町長は条例でやってますっていいますけど条例でやってない。要綱でやってるということは間違いない。じゃなかつたら私は言わないんですよ。条例でやってんだったら、やっていただきたい。そこに条例にはあくまでも、議会選出の議員何名かわかりませんけども入れて欲しいということと、入れて欲しいじやなくてそういう条例に書いてます。

それから町民から応募して、前回は2名の男女1名ずつ、選ばれて委員になってらっしゃいます。ね、今までの努力は認めてるんですよ私はよく、私も傍聴しましたし、また父兄の方ともお会いをしました。だから、大変な作業だったなというのは承知しております。が、今言いましたように、こういう大きな学校の統廃合は条例があるのに要綱でやるというのはどうかなと。こういうことと、条例あるんであれば改めて議員の議員関係者からだし、委員を選んでいただき、なおかつ町民から選んでいただきたい。それで改めて、この学校の統廃合の話をやっていただきたい。このように思っております。何回も言いますけども、要綱が、条例や規則を上回る権限はないということです。条例は町長が提案したり、議会があつて条例はですね、提案したりしますけども、要綱あくまでも、条例、規則の細部の内々のと意見を決めるというのが要綱なので、その辺はご理解していただきたいと思っております。最後の理由、質問ですので、私は、今回のこの新聞報道でもありました。けれども新聞報道でますとね、もうほとんどそれで決まったというふうなことで、町民は思ってますよ、受け取ってますよ。新聞は新聞で報道の自由というのがありますので、私がここで新聞記事をああだこうだという立場にはありません。新聞は売れて何ぼのものというふうに思っておりますので、新聞記事については、問題定義する必要はありませんが、世間の認識としては、新聞に書かれたような方向で決まったというふうに受け取っております。

以上、申し上げて、私の質問を終わります。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、何かありますか、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい、あります。いいですか。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、何度も言いますが、今もご発言がありました、町長は条例違反をしてると、これに対しては訂正をお願いいたしたいと思います。議会運営委員会においてもしっかり協議をし

ていただきたい。ね、さもやつてもないことを、こうや、こういう公の場で、さも町長が法律に違反してのようなことを発言される。これは大きな問題です。議会運営委員会でも、こういうことは取り上げてください。発言撤回も含めて、修正も含めてしっかりやってください。一方的に間違ったことをこの町民が見てるケーブルテレビの前でも発言されるのは、私は納得がいきません。この件に関して、議会の皆さん、議会運営委員会を中心に1度協議をしていただきたいと思います。その町長が条例を条例を無視して違反してやってるという発言。これはしっかり、全くの間違いでありますから、しっかり受けとめていただきたいと思います。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (举手)

○(前田 省二 議長) もう、濱田議員、もう、終わりです。

○(10番・濱田 高嘉 議員) 町長が言ったから、いいじゃない。

○(前田 省二 議長) 最後ですよ。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

そういうね、恫喝に等しいことをね、町長言わんほうがはいいですよ。人権に関わりますよ。あなたは指導し、

(「議運でやってくださいって言ってるんですよ、議運でやってくださいって言ってるんですよ」上村町長の声あり)

えつ自分でやれ、(「議会運営委員会でやってくださいって言ってるんですよ」上村町長の声あり)

その必要性はないでしょう。私は、要綱で、すべて今日までの12回の議員、在り方検討委員会は、それに基づいてやってるというだけの話です。事実を言ったんで私はあえて嘘を言ったという認識がありませんし、だから、もう一度私としては、私の見解は、条例に基づいて条例に書かれている内容で委員を選出していただいて、改めてやっていただきたいとこのようにお願いして終わります。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(前田 省二 議長)

はい、濱田高嘉議員の質問を終わります。

続いて、濱田和保議員の質問を許可いたします。濱田議員。

○(6番・濱田 和保 議員)

(濱田 和保 議員、登壇)

○(6番・濱田 和保 議員)

はい、6番、濱田和保です。

本日は、通告に基づきまして、1問、質問させていただきます。

「日曜、祝日の町内の移動手段について」ということで、前8月にですね、こども議会が開催されました。その時、中学生の代表者が「日曜、祝日にバスが運行していなくて困っています。」と言うような内容の質問をされました。その時の町側の答弁は、日曜、祝日にバスを走らせていない、いや、止めた理由を何点か述べられました。その内容を要約すると町にお金が無く限られた財源の中でやっている。利用者も少なく効率的でない。アンケートの

結果を見ても日曜、祝日に運行するよりも運行を望んでいる人が僅かしかいない等ダメな理由を何点か挙げられておりました。町民が日曜、祝日の移動手段等をどうように確保するかではなく、事情を理解して当面の間、我慢してくださいと言うものでした。令和4年4月に運行休止してから3年以上が経ちましたが、「未だ今後検討して行きます」と言う、当てにならない答弁に質問された中学生はさぞやがっかりされた事だと思います。私も町民の何名かの住民の方から「休みの日は年寄りは家でじっとしとけ言うんか」などの声を聴きました。

アンケートでは約7割の方が祝祭日より平日のバス運行をもっと充実してほしいと答えたとの事でしたが 例え少数だとしても祝祭日に公共交通も無く、民間のタクシーもその他移動手段が何もない中、本当に困っている方達が現に一定程度いる訳でその人達の移動手段をどのように確保して行くかは町の責任においてやるべきことだと思います。

少ないのだから我慢してくださいでは無く、町民が祝祭日の町内移動手段をどのように確保していくべきなのか町の考え方をお知らせ下さい。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

(田房総務部長、登壇)

○(田房 良和 総務部長) はい。

濱田和保議員の質問にお答えいたします。

濱田議員の質問の中にあったとおり、岩城橋開通によるダイヤ改正で、令和4年4月から日曜、祝日の運行を休止しています。

その理由は、令和3年8月、ダイヤ改正等を検討していた地域公共交通会議に対し、総務文教厚生委員会と産業建設委員会の合同会議の結果として「岩城地区においては現在、日曜日運行されてないが、架橋後も日曜日の運行は必要が無い。その代わりに住民福祉のため、土曜日運行の充実をお願いしたい。」などの要望書が委員長名で提出され、その要望に合わせたものです。

もちろん、このダイヤ改正については議会の了承もいただいている。

これは、過去のアンケートの結果とも合致するので、住民の皆さんのが求めるニーズとしてとらえ、ダイヤ改正に至った経緯もありますので、「事情を理解して当面我慢してください」という発言はしておりません。

また、社会情勢の変化に伴い、交通行政も福祉や介護分野とも連携を図りながら、その変化に柔軟に対応していかなければならぬと考え、新たな交通形態の導入も含め、今後の上島町全体の公共交通がどうあるべきかについても検討を進めています。

ただ、先の全員協議会で報告しましたとおり、要望により対応した交通弱者に対する利便性向上へのデマンドバスの利用が予想以上に低いという現実があることもご理解下さい。

今後もデマンドバスの利用状況を踏まえ、範囲の変更の計画を検討するなど、地域公共交通会議等において慎重に検討し、サービス改善に努めて参ります。

以上、よろしくお願ひいたします。

(田房総務部長、降壇)

○(6番・濱田 和保 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(6番・濱田 和保 議員) はい。

ありがとうございます。

私も恥ずかしながら、以前は町内のバスのことなど、あまり気に留めておりませんでした。ここにいらっしゃるほとんどの方は、自分で運転ができたり、また頼る人がいる方だと思います。しかし、我が身になってみてください。明日から、急に何らかの理由で運転ができなくなったり、頼る人がいなかつたりしたとき、あなたは日常、祝日の外出、移動をどのようにしますか。町内にはそのような方が一定程度いらっしゃいます。明日は我が身です。どの町にもある一般のタクシーさえなく、公共の交通機関さえない町。そんな町、この日本にたくさんあるんでしょうか。町民の利便性のため、また、公共の福祉のため、たとえ採算が合わなくても、町がやらなければならないことの1つだと思うのですが、いかがでしょうか。ただ、お金がない、お金がないというだけでなく、できるだけ、少ない予算でできることを考え、もっと知恵を絞っていただきたいものです。

また、町は観光戦略課まで設けて、観光にも力を入れているはずなのに、祝祭日に車やサイクリングでこられた人以外が上島町に上陸しても、全く移動できる手段、手段がないことも大変恥ずかしいことであるとも考えています。いつも思うんですけども、できない理由をつらつらと並べるのではなく、どのようにすればできるようになるかをまず考えていただきたいと思います。8月に運行を開始したデマンドバスは、町有バスの課題を解決するものであり、制度が定着後、検証して、祝祭日などの運行も検討してますと伺いましたが、定着するのにどれぐらいかかるかわからない中、これだと祝祭日の運行の問題解決はいつのことになるかわかりません。困ってる人が、実際にいる今、日曜祭日の町民の移動手段を早急に確保するつもりがあるのかないのかも、お聞きします。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

日曜日、祝日の移動手段の課題についての考え方は、さっきも質問のあった通り限られた人員と予算の中で、利用状況と住民の皆さんのお見やニーズを踏まえ、住民生活を支える支える足として、効率的な運行することです。

地域公共交通に関しては、本町がかかっている抱えている現状と課題を把握し、利用状況を分析し、住民バス利用者の皆様の意見等を踏まえた上で、交通利便性の向上を図り、交通弱者となる方々の生活の足となる移動手段の確保につなげられるよう、公共交通会議等に検討を重ねながら、本町の地域特性に応じた、より自由度の高い運行実現することを目的に進めて参ります。

日曜日、祝日の移動手段の確保について、住民の皆さんのお見やニーズが高い状況になったとき、公共交通すべてを賄うことは困難なので、町内の有償運送業者、レンタカー、レンタサイクル、Eバイクなど、民間活力を活用した移動手段を含めた協議を必要、協議をしていく必要があると考えます。

以上です。

○(6番・濱田 和保 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(6番・濱田 和保 議員) はい。

ありがとうございます。

現に困ってる方が結構いらっしゃるということは私も肌感覚で、町を回ってるといろんな意見を聞きます。免許返納とか、これ、前はアンケート取つとったときからもう4年近く経つんですね。本当に日1日とその運転ができない人、さっき言ったような免許返納される方もいらっしゃいますし、こういう自分で移動することを確保できない人が結構いらっしゃるので、やはりこういうことをやっぱり解決していくのも、町の仕事だと思いますので、よろしくお願ひします。報道、新聞報道などですね、愛媛県下最悪の財政状況だと言われる中、昨年、上島町の財政状況は大丈夫ですかと質問したときに、県内20市町の中で、最低の財政し、財政力指数0.156にもかかわらず、上島町は健全財政ですと答弁されました。そんな中、75歳以上の生名フェリーの通院補助の制度廃止や、また、初めから採算が合わないのを承知の上で、公共の福祉のため、建造した弓削潮湯もこれはという利用者待ちの施策も見られず、ただ、利用者が少ない、お金がないということで、来年度からの廃止の方針だと聞こえてきますが、前年度潮湯の設備修理に数千万円も使ったばかりなのに廃止とは計画性がないとか、健全財政だと言なながら、町民の福祉に資する施策を次々やめるとは、町は削るところや、また、使うところが違うんじゃないかななどの町民の声が聞こえてきます。そのような声にも耳を傾け、一部の人のためではなく、多くの町民に喜んでもらえる施策を行って欲しいものです。この祝祭日の町民の移動手段確保も大切な公共の福祉に資するものであり、今現在、現に困っている町民のためになる大切な施策だと考えます。本気で早急に取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わります。どうも、ありがとうございます。

(濱田和保議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、濱田和保議員の質問を終わります。

続いて、尾藤議員の質問を許可いたします。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

(尾藤議員、登壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員)

議席番号1番、尾藤俊輔でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

先日、ノリの共同加工施設の落成式に参加をさせていただきました。そこでは、上島町のですね、1次産業、これから支えていこうと立ち上がった若い挑戦者の姿にですね、私自身、とても大きな刺激を受けました。この事業についてはこれまで様々な意見、あつたと思いますが1町民として1議員としてですね、挑戦する方々をですね、しっかりと応援して参りたいと思っております。こうした新たな挑戦が生まれていく一方でですね、1次産業全体を取

り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

本日はその中でも、水産業と並んで、本町の基幹産業でございます、農業について質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問の質問文、読み上げさせていただきます。

「農業に担い手確保と遊休農地耕作放棄地対策について」

上島町において農業は、地域経済や産業振興を支える基盤的分野として、極めて重要な役割を担っております。しかし、全国的に農業就業人口の高齢化、後継者不足が進む中、本町においても同様の課題が深刻化しており、後継者がいないまま営農を続けるを得ない方が数多くおられるのが現状です。農地が適切に維持・管理されなくなることは、農業生産の縮小だけでなく、集落景観の悪化、獣害の深刻化、耕作放棄地の拡大など、地域環境や住環境に広く影響を及ぼします。農業の衰退は町全体の産業基盤の弱体化に直結する、喫緊かつ極めて重大な課題であります。

また、新規就農者の確保は、単なる労働力確保にとどまらず、移住・定住促進とも密接に関係し、本町の将来像を形づくるうえで欠かせない取り組みであると考えます。

そこでお伺いします。本町における農業従事者数の推移について、その現状と課題認識をお示しください。次に、新規就農者確保に向けて町が現在講じている施策の実績と評価、今後の方向性についてお伺いできればと思います。

また、遊休農地・耕作放棄地対策について、町としての現状認識を明らかにしていただいたうえで、現在実施している対応策、さらには将来的に検討していらっしゃる取り組みがあればお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

尾藤議員の質問にお答えいたします。

第一次産業への取り組みは、上島町にとって重要な施策であることは折に触れ、私からもお伝えしている通りです。上島町における基幹的農業従事者数の推移については、5年ごとの統計調査、農林業センサスにより 2010 年は 206 人、2015 年は 163 人、2020 年は 169 人です。2025 年調査は、現在速報値であり、各市町別の数値は、今後の公表となります。愛媛県でいうと 2 万 1,304 人となり、2020 年の前回調査より 7,350 人、25.7% 減少しています。

上島町においても同様に減少傾向になるものと推測しており、新規就農者の確保、耕作放棄地の拡大防止対策が緊急の課題であると認識しています。このような状況の中ではありますが、上島町の農業を中心的に担っていただいている認定農業者の現状は、令和 2 年度の 28 名から令和 7 年度は 30 名と 2 名の増加。平均年齢においても、令和 2 年度の 66 歳から令和 7 年度は 64 歳となっております。

次に、上島町における新規就農者確保施策としては、3 日間の農業体験ができるワーキングホリデー事業。20 日間の農業研修が受けられるお試し就業研修事業。最長 2 年間の研修が

受けられるインターン事業を展開しており、実績としては、過去 10 年間でワーキングホリデー事業が 58 名。お試し就業研修事業が 5 名。インターン事業は 3 名の利用がありました。そのうち 8 世帯、13 名が移住し就農されるなど一定の成果があつたものと判断しています。

また、現在新たに 2 件の新規就農相談を受けています。今後も本事業の利用拡大が図られるよう、都市部での普及啓発活動を初め、研修の充実及び、研修後の就農支援として、研修用園地の確保、整備など、農業未経験の方でも安心して就農できる環境整備に取り組み、引き続き、新規就農者の確保に努めて参ります。

遊休農地耕作放棄地については、令和 6 年度時点で 389ha であり、農地面積 652ha に対する耕作放棄地率は 59.6% となっています。これは、令和 2 年度の 64.8% と比較すると改善傾向となっていますが、以前高い水準となっていますので、現在でも強い危機感を持って、耕作放棄地解消に取り組んでいます。その対策の 1 つは、新規就農者に町の遊休農地再利用対策事業費補助金を積極的に活用していただくことであり、令和 2 年度から現在まで約 2.5ha の遊休農地が解消され、新たな耕作地として利用されています。

また、相続等により農地を取得した場合、耕作放棄地になり得る可能性が高くなっていますが、登記とは別に農地法により農業委員会への提出が義務づけられており、その際、農地の斡旋希望確認を行い、農業委員会と情報共有することで、新規就農者や認定、認定農業者等への農地利用集積に取り組んでおります。

耕作放棄地の拡大防止には、新たに就農する人材の確保が重要であると考えており、今後は、国や県、農協などの関係機関と一層連携を強化し、さらに、地域おこし協力隊制度を積極的に活用するなど、営農継続可能な農業者の所得向上を優先的に考えた農政を推進して参ります。

以上です。

(上村町長、降壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

町長、ご答弁ありがとうございます。

先月末の新聞報道でも、大きく一面にいろんな紙面で載ってましたけど、結構衝撃的な農水省のセンサスの数字だったと思います。全国的に基幹的農業従事者というくくりで見ると大幅に減少していると。そんな中で、上島町においてはですね、認定農業者の数、これを維持しながら、平均年齢についても、低下しているということですね、これはもう関係者の皆様のご尽力のたまものであると思います。これは評価されるべきものであると考えております。ただ一方ですね、平均値では下がっていっても多分中央値で見るとぐっとまた高齢化が進んでると。その認定農業者の中でも、高齢者の方が占める割合ってのは高い状況にあるということですね、これまで町が公表している各種資料から推察されるところでございます。こうした中で、新規就農者の確保は非常に重要であり町長のご答弁からも非常に強い危機意識と課題認識をですね、示していただいたと思っております。

上島町におきましては、町長からもご説明もありましたけども、短期滞在から長期と段階

的な受け皿を用意したステップアップ方式のですね、新規就農者募集制度、これは私は関心が持つ方への入口として非常にすぐれた仕組みであると思っております。ただこの制度をですね、もっともっとですね、多くの方に知っていただく必要があると、それが成功の鍵になると思っております。そういう意味でですね、再質問したいんですけども、町長の答弁でも、都市部で普及活動、PR活動を行っているということだったんですが、具体的にどのような形で現状実施されているのか、その詳細をですね、お聞かせいただきたいのとあと、移住定住の観点からですね、企画情報課さんはじめ、様々な部署との連携が、不可欠だと思いますけど、現在どのような形でですね、連携を図られているのか、合わせておく、お伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

ご質問いただきました都市部での普及啓発活動ということなんですが、これにつきましては、現在、東京または大阪で開催されております、新農業人フェアという就農相談会に年2回出展し、就農相談、制度紹介、上島町のPR等を行っております。本フェアは、国内最大級の就農イベントとして位置付けられておりまして、上島町からは、例年、担い手の確保、育成支援を目的とした、上島町地域担い手育成総合支援協議会で参加しております。イベントの規模を実績としましては、直近は出展したものなんですが、出展団体数が256、来場者数が約1,500人、上島町のブースへの来訪者が13人となっております。この13人という数字なんですが、1件当たりの相談時間がかかりますので、結構休みなく来訪していただいているという状況でおりまして、他の出展しとる団体にちょっと確認しましたところ、多い方ではないかというふうに認識しております。本フェアをきっかけに、就農または移住に繋がるケースも過去にありますので、今後も引き続き、注力して参りたいと考えております。

次に、移住定住との連携ということなんですが、移住定住担当課との連携につきましては、所管課が出演しております移住定住フェアなどにおいて農業に关心のある方に対して、ワーキングホリデー制度などを紹介していただき、また、その後の情報共有など緊密に連携を図っております。これにつきましても実際、制度を利用していただいている実績等がございます。

また、就農希望者がワーキングホリデーで来町された際等ですね、実際に移住された島おこし協力隊、こちらの方の方ですね、上島町の紹介や現地案内等、就農に至らない場合であっても移住先として、選択していただけるよう連携して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

課長、御答弁ありがとうございます。

引き続き、いろんな形での普及活動の一層の強化をですね、お願いしたいと思っています。

リアルな展示会イベント、これ一番大事だと思うんですけども、情報発信の手段としてS

N Sとか含むWebメディアなど、多様な発信の手段の活用もですね、今後ぜひご検討いただければと思っております。

また、町長からも触れられました通りですね、地域おこし協力隊制度、こういったものも、かつ、活用していただいて、農業振興とか新規就農契機とした移住定住施策の強化など、関係部署の皆様での連携での取り組みを今後も期待したいと思っております。

ちょっと追加で質問なんですけども、インターン制度これは非常にすばらしい制度だと思うんですけども、2年間のこのインターンの期間を経て町内で本格的に本格的にですね、もう農業やるぞ、就農するぞとなった段階に上島町として利用可能な独自の支援策とか補助制度、先ほど少し言及もありましたけども、これは独自の制度としてどういったものが用意されてる状況でしょうか。お願いします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

インターン制度終了後の支援という形のご質問でございますが、これにつきましては、インターン制度終わった後ですね、国の新規就農者育成総合対策事業の方、活用してですね、引き続き、その開始期間、幾らかの補助いただいたりとかですね、あと施設の整備等、有効な補助事業等、ご提案して、活用していただいておるところでございます。

以上です。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員、最後です。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) 最後、はい、最後ですか。

はい、課長、ありがとうございます。

国の制度、使えるものはぜひ積極的に活用いただきたいと思うんですが、上島町の主要な農作物農産物の柑橘は、土地を整備して、苗木を植えつけて、そっから収穫するまで5年10年ですね、非常に長い期間を要する産業ですね。その間の生活資金どのように確保していくか。これはですね、新規の就農者にとって非常に大きな課題であると思います。

また、新規の方が、農業に関わって加工品とか開発したりとかですね、6次産業化、こういったことの支援もですね、国とか県とかいろんな形であると思うんですけども、これを町町独自のですね、メニューとして何か提案できたら、いろんな自治体との競争の中でですね、優位に立てるような、非常によい取り組みなるんじゃないかなというふうに私は考えております。そういうたどりいう形での支援が必要であるかというところを引き続き農業関係者の声、新規の方含めてですね、くみ取りながら整えていただきたいと思います。

続いてですね、耕作放棄地、遊休農地対策の補助制度について、お伺いします。

これまで、町長2.5haの活用実績があるとの説明もありましたけれども、これについて今後さらにですね、今増え、ちょっと、改善されてるということ、ことがあったんですけども、今後さらにその制度の利用が進むことを期待しております。一方でですね、現行の補助では、ちょっと自己負担が重いなという声もある、聞いたりもします。こういう、こうした状況も踏まえて、町として今後予算の拡充ですか、補助率の見直しなどですね、この遊休農地対

策について、何か検討されるようなご予定というのはあるんでしょうか。

よろしくお願ひします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

遊休農地の解消に向けての現在の補助の方でございますが、令和2年度からで約90万円ほど、補助金の方執行させていただいております。こちらの方が、3a、3a以上のまとまった農地のということで、1反あたり6万円という上限額でやっとるとこなんですが、今後さらに遊休農地解消していくためにですね、農業者の方のご意見等を伺いながら、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

課長、ありがとうございます。

自治体によってはですね、新規の方に対して、そういう遊休農地の補助を手厚くするとか補助率上げるようなところもありますんでこの辺りも柔軟に必要性というものを農業従事者、従事者の皆さんの中の声をですね、聞いていただいて進めていただければ幸いです。

農地の整備に関しましては、景観の維持を初め防災、獣害対策など、多岐にわたる効果が、ありますんでぜひ、地域全体にとって大きな意義を持つものでんで、積極的なご対応をお願いしたいと思います。他の自治体の例で言いますと農地の保全策として、市民農園とか、滞在型農園の整備に取り組む例というのも県内あります。久万高原町とか、今治市ですと大三島でこういう取り組みをされていて、関係人口を創出するという視点でも、これ評価されてるというふうに承知しているところでございます。もちろんですね、農業従事者の皆様がしっかりと働いていただけるような耕作放棄地、遊休農地対策の充実が大前提であるということは私も考えております。その一方でですね、こういう家庭菜園とかですね、そういう形で、農地に関わる地元の住民の方々とか、都市部からこういった地方訪れて農業体験を楽しむ方々などですね、農業には多様な関わり方というものが存在しています。この美しい風景とですね、先人から受け継がれてきた土地は、上島町が、活かせる、もうすぐ活かせる大切な資産ですんで今後も幅広い視点からですね、農業振興に取り組んでいただけることを期待しております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(尾藤議員、登壇)

○(前田 省二 議長)

これで、尾藤議員の質問を終わります。

続いて、本田議員の質問を許可いたします。本田議員、質問場へ。

○(3番・本田 志摩 議員)

(本田議員、登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

議席番号3番、本田志摩でございます。

私も、学校の統廃合に関してご質問させていただきます。

文科省は学校統廃合について、全国各地の失敗例から方、方針転換をしてきてますが、この町で特に配慮される点をお示しください。

現在進行中の学校統廃合について、すでにここ20年あまり、他の自治体が先行して経験をされており、その事例研究も進んできています。そんな中、文科省において、失敗例に学んだ懸念事項についても多く示されている今日です。この失敗をかんがみて、小規模校のあり方についても、方針転換を促してきております。

申し添えですが、文科省ホームページには、課題として列記されており、各地の自治体の統合後の振り返りにより、反省点を顕在化したものと認識しております。

この町に置き換えてみても気になる点が多くあります。これからさらに具体的な準備が進んでいく中で、事例に学んだ懸念事項や活かしていきたい考え方など、特に配慮される点について、保護者を含む住民にお示しください。お願いします。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長)

本田議員の質問についてお答えさせていただきます。

学校の在り方検討委員会では、上島町の教育課題の1つである複式学級が増加傾向にある現状を解決することを中心に話し合いが行われてきました。

文部科学省も小規模校のよさを認め、きわめ認めておりますが、複式学級は教員が複数の学年を同時に指導するため、単式学級に比べ、児童生徒一人ひとりから一人ひとりが担任から十分な指導時間を確保しにくいという教育上の大きな懸念がございます。今回、統合進める場合、すべての学年を単式学級で編成し、学習指導要領に基づく教育課程を標準的な指導時間と指導体制で実施できるようになります。これは上島町の子どもたち全員に標準以上の教育環境を保障するための極めて重要な方策であります。統合後の学校は、県内の他校に比べれば、引き続き小規模であることは変わりありません。しかし、統合前より多い人数で授業や学校活動を行うことで、教育効果を高め、懸念事項を解消いたします。他の自治体で懸念される大規模化による画一化で、そういったものではなく、本町では、複式学級解消というメリットが先行いたします。単式化により確保された指導のゆとりを児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた個別指導や補充指導の時間に充て、基礎学力の確実な定着を図って参ります。児童生徒の数が増えることで、多様な考え方や能力を持つ仲間との出会い、切磋琢磨する機会が生まれ、社会性や多様な価値感を育む豊かな集団となっていきます。統合前の学校で培われた全学年、全教員が一体となった家族的な温かい雰囲気や異学年共同の学びを新しい学校においても、さらに、継続発展させて参ります。

また、地域全体を学習の場として活用する地域連携の教育は、統合後の学校でも核となる

教育活動として推進し、地域の愛着を深めて参ります。統合後も引き続き、地域とともにある学校として、地域の活動拠点となるよう、連携を強化して参ります。

教育委員会といたしましては、他の自治体の事例に学び、文部科学省の示す懸念事項を真摯に受けとめつつ、複式学級の勧奨による教育の質の向上という上島町にとって最善の道を進んで参りたいと考えております。

以上でございます。

(田坂教育長、降壇)

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

10年ですか20年前から適正な規模を確保するようについていう方針が国から出た後に統合が相次いで、その結果、無理な統廃合は進んだ自治体もあって、その学びをということで課題が示されているものと認識しております。上島町において、前回の在り方検討委員会の答申にございました小規模校の協力の魅力、教育の魅力化でございます。相変わらず子どもの減少っていうことには変わりございませんので、この小規模校の魅力化について、現在取り組まれていること、今後の見通しなどいかがでしょうか、お伺いします。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長)

お答えさせていただきます。小規模校の魅力化というのは、たくさんございます。その人数の規模によっても異なります。例えば、3人5人或いは10人。小規模校というのは、数に、いろんな対応がありますので、当然数とも違うんですけれども、少人数のよさというのはまず学年を縦割りで、例えば1年から6年生までは縦割りに割って、異学年で小集団を組んでの指導であるとか、行事の作成行事の展開であるとかというのも考えられます。その中で、上級生が下級生をいたわるという、逆に今度は下級生が上級生についていろんなことを学んでいくという、そういったことは、普通の単位数、学級と比べれば、その横の繋がりというよりは縦の繋がりを重視した、それがまず1つ、小規模校のよさかもわかりません。

また、小規模だからこそ、個人に応じたいろんな対応が可能かもわかりません。ただ、そこには教員の数が、関係してきます。小規模校であればやはり教員の数も減ります。ということは、対応は、普通の通常学級と比べれば、同じかもわかりません。ただ、先ほど言ったように、子ども同士が繋がり合う、或いは、帰っても同じ集団で遊ぶ、学校でも同じ集団で遊ぶというところが同じということなので、繋がりが深まると思います。ただ、先ほど言いましたように、全く同じ集団であれば、部でもいろいろな学べるものが限られてきます。いろんな人数、或いは、すいません、多くの人数からいろんな価値を持った子どもからいろんな学ぶことがありますけども、同じ集団が同じようになってしまふと、そういったところでは劣るかもわかりません。ただ、小規模というのは、温かく、多くの目で見守るというような、そして、子どもたちも上級生から下級生からというちっちゃなその集団の中でいろんなことが学んでいけるというようなことがあるかもわかりません。

以上でございます。

○(前田 省二 議長) 他にありますか。本田議員、よろしいですか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員)

この町で具体的にどういった取り組みがあつて、今後どういった魅力化が行われていくかっていうことがちょっとお伺いしたかったです。統廃合後の懸念に関しまして、本来学校が地域に対して担うべき役割が、機能しなくなります。役割としまして、避難所、遊び場、地域のイベント会場、地域の運動サークルの拠点等です。

また、現在統廃合後の子どもの長距離通学を避けるための転居を考えている方が出始めております。転居家庭が増えれば、地域内の子どもの数は減り、結果的に地域の衰退化が生じる恐れも出てきます。長距離通学によって、子どもに大きな影響が予想されます。身体的かつ精神的疲労としまして、新校舎や新しい集団への適用に精神的疲労、各種乗り物による長距離通学は、疲労だけでなく基礎体力の低下も招きます。通学にかける、通学にかける時間が長くなれば、他の生活時間が制約を制約を受けることになり、学校の規模が大きくなることは、行事による一人ひとりの出番の減少に繋がり、自主性、自立性の育ちを支える効果としては、低下する可能性を含んでいます。この影響を和らげたり、支えたりするためには、統合前と統合後、数年にわたるケア体制が、いるものと思います。すでにアシスト実施期間に突入していると言えますが、方策をどのようにお考えでしょうか。

また、地域の核である学校を失う2地域におきまして、コミュニティの再編や対策について、検討、協議の準備は必ず行われるものと思います。

こちらの方策についても、地域住民の関心の高いところです。お示しください。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

統合によって様々な懸念事項があるのも承知はしております。ただ、これから複式学級が、すべての学校で予測されている中、統合して、少しでも多くの児童生徒の教育環境っていうのを作っていくことも最も大事なこと。国が示しているのも複式の解消は極めて重要な課題という位置づけはしております。メリット、デメリットそれぞれありますけども、統合しない場合、統合した場合のメリット、デメリットを比較して、その教育効果っていうのを判断して統合をっていう選択っていうのを進めていく必要があるのかなというふうに考えております。あと地域についてですけども、子どもがその地域の学校は確かになくなる、ますけども、子どもが、その地域からいなくなるわけではなくて、住まいはそこにあります。ですのでよりよい子どもの環境というのをまず第1に考えていただいて、地域としても協力をしていただきたいというふうに思っております。

また、検討委員会でも、年齢、子どもの年齢が下がっていくほど、統合を望む声が大きいくっていうのも事実としてありますので、その保護者の声というのも重要なってくるのかなというふうに判断しております。

以上です。

○(前田 省二 議長) 本田議員、ありますか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ、最後になります。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ぜひ、学校が持つ役割について、もっと広くとらえていただいて、地域住民に対するケアというか、今後の準備っていう必要を強く感じておりますし、お願いしたいなと思います。

実際、現在子どもたちに、すみません、夜尿症や不眠などの影響が、もう現れてきております。保護者同士の意見の違いや地域の方の意見の違いにより、溝が、すでに深くなっています。これは同僚議員が申し上げたように基本的な情報の提供のなさ、ここが、原因となっていると感じております。子どもに対する影響は、ぜひ予防の観点から対策をお願いしたいと思います。起こった後に手当をすることは、多くの痛みを伴い、痛みがきえない可能性もございます。多くの労力と時間を要することになります。

ぜひ、要望の観点から早期に取り組みを実施していただくよう、強くお願い申し上げます。

質問を終わります。

(本田志摩議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、本田議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は、1時といたします。

(休 憩 : 午前 11 時 56 分 ~ 午後 12 時 58 分)

日程第6、議案第87号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第6、議案第87号、「上島町下水道事業審議会条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長)

議案第87号、「上島町下水道事業審議会条例の制定」について説明いたします。

提案理由は、本町の下水道事業について、将来にわたる経営のあり方及び今後の下水道使用料の水準について審議を行う機関を新たに設置する必要があるため、この案を提出するものです。

それでは条例の内容について説明いたしますので、2分の1ページをお開きください。

本条例は9条立てになっております。

まず、第1条では、設置として審議の対象を定めています。公下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業、いわゆる下水道事業会計に属する下水道事業について審議する

ということを定めています。

2条には、諮問として所掌事務について定めています。下水道事業の経営に関すること、下水道事業の使用料に関することなどを定めています。

3条には、委員の人数及び構成を定めています。委員は10人以内で、任命権者は町長で、学識経験者、町内の各種団体等の代表者などの方々で構成します。

4条は、委員の任期を2年と定めています。

以下、5条は、会長、副会長の役職について、6条は、会議の成立要件及び議事の決定方法等について、7条は、審議会の庶務事項は、公営事業課が処理することについて、8条は、報酬及び費用弁償について、9条は、委任について定めています。

最後に附則として、この条例は、交付の日から施行いたします。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第87号、「上島町下水道事業審議会条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第7～10、議案第88号～第91号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から日程第10、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までについては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第88号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から日程第10、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第 88 号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、議案第 91 号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までの 4 議案につきましては、いずれも人事院勧告に基づく改正ですので、一括して説明させていただきます。

提案理由といたしましては、令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づき、国の取り扱いに準じて条例を整備する必要が生じましたので、この案を提出するものです。

それでは、改正の概要について説明いたしますので、議案に添付しております説明資料をご覧ください。

説明資料の中段にあります、改正内容をご覧ください。

1 の各給料表の改正につきましては、行政職、医療職、海事職、会計年度任用職員、任期付職員のすべての号法について、人事院勧告と同額の引き上げを行っております。

2 の交通用具使用者に対する通勤手当の額につきましては、使用距離が片道 10 キロを超えるものについて、使用距離の区分に応じて通勤手当の引き上げを行っております。

3 の期末手当、勤勉手当の支給割合の改正につきましては、下段の表をご覧ください。

表にございます通り、すべての職種において、年間支給月額を 0.05 ヶ月分引き上げる改正を行うものです。

改正後の年間支給月数につきましては、議会議員及び特別職は、3.45 ヶ月から 3.5 ヶ月。

一般職員及び会計年度任用職員は、4.6 ヶ月から 4.65 ヶ月に、再任用職員は 2.4 ヶ月から 2.45 ヶ月に、任期付職員は 3.65 ヶ月から 3.7 ヶ月にそれぞれ改正されることとなります。

なお、附則といたしまして、これらの条例の適用時期につきましては、給料表の改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から、通勤手当の改正につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から、期末手当、勤勉手当の改正につきましては、令和 7 年 12 月の支給月数に係る規定は令和 7 年 12 月 1 日から、令和 8 年の支給月数に係る規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

初めに議案第 88 号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 88 号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」

を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第 89 号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第89号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第 90 号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第90号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第 91 号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第91号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。

よって、議案第91号は、原案のとおり決定、可決されました。

日程第11、議案第92号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第92号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

議案第92号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、国土交通省から、地方自治法に基づく技術的助言として、市町村の給水条例等についての改正案が通知されたことにより、災害その他の非常の場合における給水装置、給水装置工事に関する規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第7条は、「給水工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定、指定を受けたものの指定のものが施行する」と規定されていますが、今回の改正で、「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市区町村長、又は他の市区町、市区町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りではない」を追加します。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第92号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第12～23、議案第93号～第104号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から日程第23、議案第104号、「令和7年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案12件につきましては、これを一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）はい、御異議なしと認めます。

よって、議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第104号、「令和7年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案12件を一括議題といたします。

それでは、議案第93号から議案第104号までの補正予算案12件について、順次説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億、76億100万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、令和7年度12月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が8,400万円。特別会計は4,040万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計500万円。後期高齢者医療事業会計90万円。CATV事業会計30万円。介護保険事業会計2,810万円。介護サービス事業会計50万円。魚島船舶事業会計マイナス700万円。特別養護老人ホーム事業会計960万円。及び生名船舶事業会計300万円となっております。企業会計は130万円で、その内訳は、上水道事業会計100万円。下水道事業会計0円。及び簡易水道事業会計30万円となっております。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、繰越金、町債を財源として、起債の事務事業の見直しを行いました。財源といたしましては、まず、国庫支出金1,049万2,000円。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の等です。県支出金40万5,000円、これは児童手当支給費負担金です。寄付金3,480万円、これはふるさと納税寄付金です。繰入金3500万円、これは財政調整基金繰入金です。繰越金マイナ

ス 9 万 7,000 円、これは前年度繰越金です。町債 340 万円、これは防災施設整備事業債です。

以上 8,400 万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、地方債の補正ですが、予算書の 5 ページ第 2 表地方債補正をお願いいたします。

防災施設整備事業に係る起債を増額したことにより、限度額の総額を補正前 8 億 1,700 万円から 8 億 2,100 万円に変更するものです。

2 番目として、主な変更事業につきまして、説明いたします。

(1) のふるさと納税事業は、寄付額の増加に伴う返礼品など関連経費を計上するもので、金額は 1,817 万 3,000 円です。

(2) の児童手当助成事業は、支給対象者の増加によるもので、金額は 592 万 5,000 円です。

3 番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第 93 号、「令和 7 年度上島町一般会計補正予算（第 3 号）」の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは議案第 94 号、「令和 7 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、予算の総額を 8 億 6,000 万とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入になります。3 款 2 項 2 目の子ども・子育て支援事業補助金 173、179 万 3,000 円の増は、子ども・子育て支援金制度改修業務に伴う補助金です。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 230 万円の増は、人事異動による職員の給与の増額及び国民健康保険普通交付金の返還に伴う繰入金です。

8 ページをお願いいたします。

歳出になります。1 款 1 項 1 目の一般管理費 290 万 4,000 円の増は、人事異動による職員給与の増及び、子ども・子育て支援金制度改修業務に伴う委託料の増になります。

9 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 3 目の保険給付費等交付金償還金、225 万 3,000 円の増は、令和 6 年度国民健康保険普通交付金の額が確定し、精算するものです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」をお願いいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第95号、「令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算の総額を1億8,130万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入になります。3款2項2目の子ども・子育て支援事業費補助金89万1,000円の増は、子ども・子育て支援金制度システム改修業務に伴う補助金です。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。1款1項1目の一般管理費89万1,000円の増は、子ども・子育て支援金制度システム改修業務に伴う委託料です。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和7年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号）」の説明をお願いします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第96号、「令和7年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にあります通り、歳入歳出それぞれに30万円を追加し、総額を6,810万円とします。

補正予算の主な説明につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、歳出総額の増に伴い、3款1項1目の前年度繰越金を30万円増額いたします。

続いて8ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目の給与、44万6,000円、職員手当等13万円、共済費15万8,000円の入件費については、人事院勧告に伴い増額いたします。

また、工事請負費は、主要機器更新工事の入札減少金が生じたため、43万4,000円減額い

いたします。

以上、議案第 96 号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願ひいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 97 号、「令和 7 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願ひいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように歳入歳出それぞれ 2,810 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 1,500 万円とします。

予算、予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願ひいたします。

歳入ですが、3 款 1 項の国庫負担金と 4 款 1 項の支払基金交付金と 5 款 1 項の県負担金の増は、利用者が増えたものです。

8 ページをお願ひいたします。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金 2,298 万円の増は、職員給与等繰入金は人事異動により減となりましたが、事務費繰入金分が、令和 6 年度の実績で、国費と支払基金交付金の返還金などがしょう、発生し、増となつたものです。

8 款 1 項 1 目の繰越金 3,397 万 5,000 円の減は、前年度繰越金が確定したものです。

10 ページと 11 ページをお願ひいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目の一般管理費 129 万 3,000 円の増と 1 款 3 款、1 款 3 項 1 目の介護認定審査会費 522 万 1,000 円は、人事異動によるものです。

12 ページをお願ひいたします。

2 款の保険給付費の負担金 625 万円の増は、利用者が増となり増額するものです。

17 ページをお願ひいたします。

4 款 1 項 1 目の介護給付費準備基金積立金 1,276 万 8,000 円の増は、保険料収入見込みが当初予定していた前年度保険料の充当必要額を上回る見込みとなつたため積み立てるものです。

22 ページをお願ひいたします。

7 款 1 項 3 目の償還金 1,254 万 3,000 円の増は、前年度国庫支出金の介護給付費負担金及び支払基金交付金の額が確定したことにより、償還金が生じたものです。

以上で、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願

いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉課長、部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 98 号、「令和 7 年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、総額 5,250 万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 50 万円の増は、歳出予算の増に伴うものです。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款のサービス事業費 55 万 6,000 円の増額は、人事院勧告により、人件費が増額しています。

以上で、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願いします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 99 号、「上島町魚島船舶事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 700 万円を減額し、総額を 1 億 5,100 万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

まず、歳入、歳入についてですが、3 款 1 項 1 目離島航路補助金について、1,110 万 1,000 円を増額いたします。これは県補助金額の確定によるものです。

続いて、4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 1,800 万円の減額は、県補助金の確定により、財源が確保できたことから減額するものです。

8 ページをお願いいたします。

歳出についてですが、1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給与、3 節職員手当等及び 4 節共済費は、人事異動により行政職員が 1 名減になったため、837 万 5,000 円を減額するものです。

9 ページの 1 款 2 項 1 目、一般業務費の 2 節給与、3 節職員手当等は、人事院勧告に伴う人件費の増により 146 万円を増額するものです。

以上、議案第 99 号、「令和 7 年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 100 号、「令和 7 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 960 万円を追加し、4 億 5,760 万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 960 万円の増は、歳出予算額の増に伴い、増額するものです。

続いて、歳出予算について説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

まず、1 款 1 項 1 目の一般管理費 90,960 万 2,000 円の増は、人事、人事院の勧告に伴い人件費を増額するものです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」を、の説明をお願いします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 101 号、「令和 7 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にあります通り、歳入歳出それぞれに 300 万円を追加し、総額を 3 億 2,900 万円といたします。

補正予算の主な説明につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入は、4 款 1 項 1 目の繰越金を実績額に基づき、300 万円増額いたします。

続いて、8 ページをお願いいたします。

歳出は、1 款 1 項 1 目の一般管理費を 41 万 5,000 円増額いたします。内訳は 2 節給与 27

万円、3節職員手当等8万2,000円、4節共済費6万3,000円の増額となります。

9ページをお願いいたします。

1款2項1目の運行総務費を266万5,000円増額いたします。内訳は2節給与113万7,000円、4節共済費152万8,000円の増額となります。これらは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正です。

10ページをお願いいたします。

3款1項1目の予備費を8万円減額調整し、歳出の補正予算を300万円の増額計上といたします。

以上で、議案第101号の説明を終わります。

○(前田省二議長)

続いて、「令和7年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」の説明をお願いいたします。

○(田房良和総務部長)(挙手) はい。

○(前田省二議長) はい、田房総務部長。

○(田房良和総務部長) はい。

議案第102号、「令和7年度上島町上水道事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第2条の収益的収入及び支出について、収入を650万円増額し、総額2億3,850万円とします。

支出は、100万円増額し、総額2億2,500万円といたします。

2ページをお願いいたします。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費、法定福利費を146万9,000円増額し、計1,512万5,000円といたします。

補正予算の主な説明につきましては、補正予算明細書で説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

収益的収支の収入は、1款1項4目の他会計補助費を650万円増額します。

これは、一般会計に交付される交付税のうち、高料金対策経費にかかる額を一般会計から繰り入れするものです。

支出は、1款1項3目の総経費を146万9,000円増額します。内訳は、1節給与79万8,000円、2節手当29万1,000円、4節法定福利費38万円の増額となります。これは人事院勧告に伴う伴う人件費の増額です。

次に、1款3項1目の予備費を46万9,000円減額調整し、歳出の補正額100万円の増額計上といたします。

以上で、議案第102号の説明を終わります。

○(前田省二議長)

続いて、「令和7年度上島町下水道事業会計補正予算(第1号)」の説明をお願いいたします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 103 号、「令和 7 年度上島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の収益的収入及び支出の収入の補正はありません。

支出は、総額の補正はありませんが、第 1 項営業費用を 18 万 7,000 円増額し、4 億 7,094 万 4,000 円とし、第 4 項予備費を 18 万 7,000 円減額し、115 万 4,000 円とします。

補正予算の主な説明につきましては、補正予算明細書で説明いたしますので、11 ページをお願いいたします。

収益的収支の収入の補正はありません。

支出は、1 款 1 項 1 目の管渠費を 30 万円減額します。これは 18 節委託料の弓削地区の真空式下水道システム点検業務の入札減少金によるものです。

次に、1 款 1 項 3 目の総経費を 48 万 7,000 円増額します。これは 1 節給与の 38 万 4,000 円の増は、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

また、4 節報酬 7 万 9,000 円の増額と 9 節旅費の 2 万 4,000 円の増額は、下水道事業審議会の設置によるものです。

最後に 1 款 4 項 1 目の予備費で 18 万 7,000 円減額調整し、歳出の総額補正はありません。

以上で、議案第 103 号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、「令和 7 年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をお願いします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長)

議案第 104 号、「上島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の収益的収入及び支出ですが、予定額の総額を収入支出それぞれ 30 万円を追加し、総額を 6,270 万円といたします。

第 3 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を 26 万 1,000 円増額し、587 万 4,000 円とします。

補正予算の主な説明につきましては、補正予算明細書で説明いたしますので、12 ページをお願いいたします。

収益的収入ですが、1 款 2 項 1 目補助金は、支出総額の増に伴い、その財源として 30 万円増額しています。

13 ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1 款 1 項 3 目総経費を 26 万 1,000 円増額します。これは人事院勧告

に伴い増額するものです。

1款3項1目予備費で3万9,000円の増額調整し、歳出の補正額を30万円の増額計上といたします。

以上、議案第104号の説明を終わります。

○(前田省二議長)

以上で、提案理由の説明がありました。

ただ今議題となっております補正予算案12件につきましては、議会運営委員長からも申しましたが、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から順次審議をいたします。

○(前田省二議長)

それでは、議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」について、質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第93号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○(前田省二議長)

次に、議案第94号、「令和7年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論、これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第94号、「令和7年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○(前田省二議長)

次に、議案第95号、「令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」に

について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第95号、「令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第96号、「令和7年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第96号、「令和7年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第97号、「令和7年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第97号、「令和7年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第98号、「令和7年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第98号、「令和7年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第99号、「令和7年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第99号、「令和7年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第100号、「令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第100号、「令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第101号、「令和7年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第101号、「令和7年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第102号、「令和7年度上島町上水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第102号、「令和7年度上島町上水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第103号、「令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第103号、「令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第104号、「令和7年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第104号、「令和7年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、報告第11号

○(前田 省二 議長)

日程第24、報告第11号から日程第28、報告第15号までの5件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第12号から報告第15号までの4件の派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第11号、令和7年度第2回町議会議員研修会

報告第12号、魚島離島留学学生寮視察

報告第13号、第10回上島町社会福祉大会

報告第14号、上島町及び上島町遺族会合同戦没者追悼式

報告第15号、ノリ共同加工施設落成式

以上で「議員派遣報告について」を終わります。

日程第29

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第29号の「議員派遣の件」について、議題といたします。

本件については、お手元に配布のとおり「令和8年 上島町二十歳を祝う会」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「令和8年 上島町二十歳を祝う会」に議員を派遣することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、「令和8年 上島町二十歳を祝う会」に議員を派遣することに決定いたしました。

日程30、閉会中の継続調査申出について

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第30、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

別紙のとおり各委員長から上島町、上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は、本日で全て審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和7年第4回上島町議会定例会を閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

ご苦労様でした。

(了)

(令和7年12月9日 午後 1時53分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議長 前田省二

署名議員 亀井文男

署名議員 藤田徹也